2023年
3月版

認知症地域支援推進員
活動ガイド

～もっと楽に、楽しく、活躍を～

社会福祉法人浴風会
認知症介護研究・研修東京センター

2022年度厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

本人からのメッセージ

- 私たちからみて、身近な人であってほしい。
- 推進員さんに会えて、本音を出せるようになった。
  私たちの声を、地域の人たちや医療、介護、行政に、
  届けてほしい。
- 特別なことはいらない。あたりまえのことをふつうに
  続けられるまちを、いっしょにつくってほしい。
- 不安はあるけど、推進員さんがいつも前向きで
  楽しそうなので、救われる。何とかなるって思える。
  いつも、ありがとう。
- 異動しても、その先で活躍してほしい。

本研究事業の検討委員会に参画した本人及び各地域の活動情報から得られた本人の声より

はじめに：推進員が、それぞれの市町村でよりよく活躍していくために

○“推進員を配置済み”から、“推進員が地域共生の実現に向けて活躍する”ステージに

認知症地域支援推進員（以下、推進員とする。）が、2018年度（平成30年度）からは全国すべての市町村に配置されるになってから約5年が経過しました。

この間、2019年6月に政府から「認知症施策推進大綱」が示され、目標年である2025年に向けて、「地域共生」の実現を目指して、各自治体の取組みが活発になっています。そして、今年度（2022年度）東京センターが実施した全国調査＊では、市町村が推進員を配置したことで多面的な成果が生まれており、地域共生の進捗に推進員が寄与している市町村が約半数にのぼっていることが明らかになりました。

○推進員が、もっと楽に、よりよく活躍していくために、推進員活動の見直しと改善を

一方で全国調査の結果から、推進員がたくさんの業務を抱え『やりたくてもできない』というもどかしさをかかえながら日々を送っている人がたくさんいることや、やりがいを持って活動している一方で負担感や就労形態により活動継続の不安定さを抱えている推進員も多いことが明らかになりました。

推進員一人ひとりが、もっと楽になりながら、よりよく活躍していけるために、推進員の活動環境も含めて推進員活動についての見直しと改善を図っていくことが、今、どの自治体でも求められています。

○このガイドを参考に、新任・現任の推進員、そして自治体の担当者が、協働してともに前進を

このガイドには、全国調査の結果と全国各地の推進員活動の実例をもとに、推進員が機能を高めて活躍していくためのポイントや参考情報を掲載しています。

新任の推進員は、ガイドを手がかりに最初の段階でこそポイントを押え、少しでも楽に、そして着実に活動を進めていっていただきたいと思います。また現任の推進員は、ガイドを参考にこれまでの活動を振り返り、活動をもっと楽に、そしてより効果的に進めていくための補強点や参考情報を得て下さい。

いずれにしても推進員活動は、市町村の担当者や関係者との協働が欠かせません。このガイドを推進員と市町村の担当者・関係者がぜひ一緒に活用して、推進員が活躍しやすい環境を共に育て、市町村の認知症施策を協働してより一歩前に進めていっていただけたら幸いです。

なお今年度、「認知症地域支援推進員　活動情報集【地域共生編】」およびその動画、活動情報をネットからご覧いただける活動情報システムもつくりました。このガイドとあわせて、ぜひご活用ください。

推進員一人ひとりが、各自治体や地域を舞台に楽しく生き生きと活躍しながら、地域共生が一歩一歩、現実のものになっていくことを願っています。

2023年3月

認知症介護研究・研修東京センター

＊2022年度　厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（健康増進等事業）「認知症地域支援推進員の配置形態及び活動実態に応じた機能強化に関する調査研究」

認知症地域支援推進員活動ガイド（2023 年 3 月版）

目　　次

○本人からのメッセージ

○はじめに：推進員がそれぞれの市町村でよりよく活躍していくために

○目　次

○推進員が活躍していくためのイラストガイド …… 1

Ⅰ．認知症地域支援推進員が活躍していくための基礎固め …… 5

　1．市町村が推進員を配置する意義を確認しよう …… 5

　2．推進員の基本的役割と機能を確認し、日常業務の中で取り組もう …… 7

　3．方針と活動の焦点確認し、そこに注力していこう …… 9

　4．担当者と推進員でよく話し合い、推進員が活躍しやすい環境作りを一緒に …… 11

Ⅱ．推進員が活躍しとぃくための環境整備をしよう …… 13

　1．市町村の構想とイニシャティブ …… 13

　2．推進員の活動の体制づくり …… 17

Ⅲ．市町村担当者と推進員との協働 …… 19

Ⅳ．活動の進め方 …… 21

〇推進員仲間の声 …… 21

参考情報 …… 25

もっと楽に、楽しく活躍を！

認知症地域支援推進員が活躍していくためのイラストガイド

市町村が推進員を配置することで、何がいいんだろう？

包括職員がいるのに、なんで。わざわざ推進員を配置するの？

市町村が、推進員を配置する意義（価値）は何か？

以前：推進員配置無し

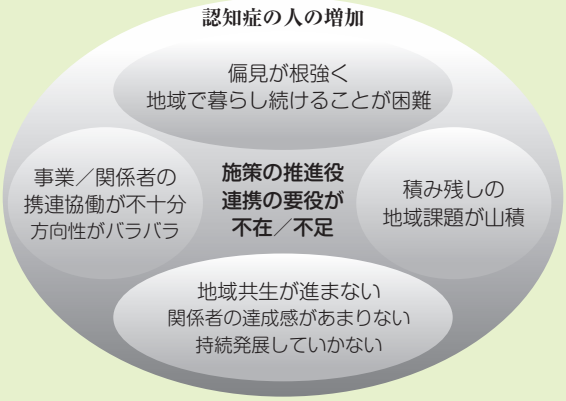

＊施策担当者の声

行政、包括はフルに頑張っているけど
やりきれてない。前に進めない。

地域共生って言われても、うちの
まちでは、まだ無理。もっと先の話。

これから：推進員が配置されて活躍

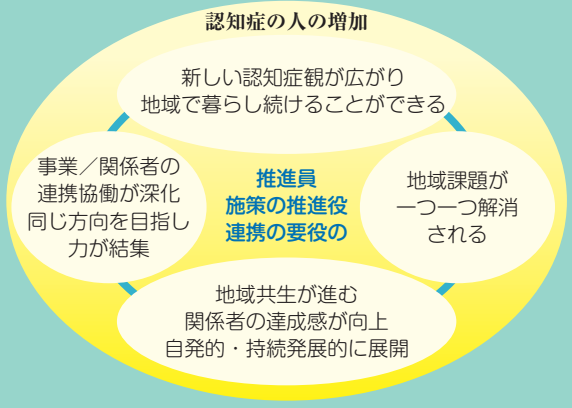

＊施策担当者の声

推進員さんがつないでくれるので現場の
情報が以前よりリアルに入るようになっ
た。みんなの力で、取組が自然と進みだ
した。

本人と地域の人たちが、楽しそうにとも
に過ごす場面を、推進員が日々の中でつ
くっている。
まちの中で広がっていて、うれしい。

＊推進員を配置する意義 ⇒ 詳しくは、P.5 ～ 6 を

＊本ガイドでは、認知症地域支援推進員を、推進員と略して記載しています。

認知症地域支援推進員が、地域を舞台に活躍しています

推進員の活動のイメージを広げよう！

～ 小 さ な ま ち で も 、 大 き な ま ち で も ～

本人視点で、様々な事業を活かしながら

人・こと・場・事業を、ひたすらつなぐ

啓発・本人発信支援

予防（備え）

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

目指すは、わがまちなりの“地域共生”

⇒「認知症地域支援推進員　活動情報集（地域共生編）2023 年 3 月版」もご参照ください。

他のまちの推進員さんのように、うちのまちでも活躍したいなあ～
活躍するために、何が必要なんだろう？

やることが増えて大変！ これ以上、活躍と言われると辛い……。
楽に活躍していくために、どうしたらいいんだろう。

推進員が、もっと楽に、活躍していくために必要なことは？

★全国調査を通じて、推進員が活動していく上で様々な課題（必要なこと）があることが明らかになりました（下図のＡ～Ｄ）。

◆課題の全体をみることで、うちのまちで補強すべき点が明確になる。
◆推進員だけに頑張らせずに、行政だからできることが、いろいろある。

◆推進員が活躍していくためには、「行政との協働」が、とても重要！
◆活動の焦点やポイントを知って、もっと楽に、楽しく活動し、取組んだことでの成果を出していきたい！

【活動の環境整備】
A. 市町村の構想・イニシアティブ
B. 活動の体制作り

C. 担当者／関係者と推進員との協働

★ 小規模の市町村等で担当者が推進員を兼任する場合、担当部署や関係部署の関係者との協働の強化を

D. 活動の進め方
～焦点とポイントを踏まえて～

活動の焦点に注力しよう

何をするにもポイントを大切に

★それぞれの市町村で

推進員の活躍
推進員配置による成果

あわただしく毎日が過ぎていく。目先のことに追われがち。
推進員としての活動をもっとよりよくしたいけど、今までの繰り返し……。

課題が多すぎて、何から手を付けていけばいいのか？
一人で考えていても、いつもの枠内。行き詰まる。

推進員が、実際に無理・無駄なく活躍していけるために何からすればいい？

急がば、まわれ！

★部分的、単発的に取組んでも、あまり効果が出ず、長続きしません。
★推進員が、スムーズに、楽に、そして継続的に活躍していくためには、
行政担当者と推進員が、まずは一緒によく話し合うことが何よりも肝心です。

＊小規模な自治体等で行政担当者のみが推進員（兼任）の場合も、担当部署や関係部署の関係者と話しあい、推進員機能を市町村としてより拡充し、持続発展させていくことが必要です。

全国一律のやり方ではなく、地域に根差した活動が、持続発展していくように、前向きに話しあおう

一人では無理でも、一緒だとやれることがいろいろ見つかる。
一つ一つ、一歩一歩。

各 市 町 村

このステップをくりかえし協働関係を育てる機会として活かそう

ステップ１：担当者と推進員が一緒に、推進員が活躍するために必要なこと・できることを話しあおう

★課題を全体的にみながら、担当者と推進員が前向きに意見や提案を出し合おう。互いをわかりあおう

【活動の環境整備】
A. 市町村の構想・イニシアティブ
B. 活動の体制作り

C. 担当者／関係者と推進員との協働

★小規模の市町村等で担当者が推進員を兼任する場合、担当部署や関係部署の関係者との協働の強化を

D. 活動の進め方
～焦点とポイントを踏まえて～

担当者も推進員も本当に忙しい！
◆だからこそ、気軽に話せる関係を育てて、率直なやりとりを。
◆方向や方針あわせをしながら、「できること」を具体的に見つけて、一緒に進もう。

ステップ２：各立場を活かして推進員の機能強化・活躍に向けてアクションを

★話しあって一緒に決めたことを、一歩ずつ着実に。やって上手くいかなかったことも大事な実績。

◆市町村全体にむけたバックアップ　◆個別の市町村に応じたバックアップ

都 道 府 県

管内市町村の実情・課題、提案等を把握 ⇒ 都道府県として、推進員の活躍の促進策を検討を

★担当者が都道府県内の推進員の促進役と話しあい、一緒に効果的な促進策を練り、年々継続的に促進を。
＊全国調査結果から「推進員同士の機能強化の促進役」を積極的にやっていきたい推進員が全都道府県にいる！

Ⅰ. 推進員が活躍していくための基礎固め

1. 市町村が推進員を配置する意義を確認しよう

＊ 推進員がやりがいを感じて活動していくために、配置されての意義を知ることが大切

＊ 市町村が推進員の人財確保や活動促進を経年的によりよく進めていくために、配置によってどんな意義があるのか、明確にしておくことが必要（説明できるように）

＊ 地域の少子高齢化、認知症の人の増加が進む中で、自地域の未来を見据えながら、なぜ推進員を配置するのか、その意義を地域全体で確認・共有することが必要

●市町村で推進員を配置する意義

◆公的介護保険制度が施行されてからこの 20 年あまりの間に、認知症の人の個別支援、そして地域支援の試行錯誤が積み上げられてきており、認知症になってからも地域で希望を持って自分らしく暮らし続けられる可能性が大きく広がってきています（巻末参考資料参照）。

◆その可能性を全国すべての自治体で着実に広げていくために、政府が推進する「認知症施策推進大綱（以下、大綱とする。）」をもとにしながら、各自治体としての認知症施策の着実な推進が急務となっています。

◆市町村が策定している認知症施策をもとに、行政や地域包括支援センター、多様な職種や立場の人たちが多彩な事業に取組んでいきますが、それらがバラバラに進まずに、施策の目指す方向に向けて一貫して実質的に推進していくことが、市町村の重要課題となっています。

◆認知症施策や関連した取組みを一貫して実質的に推進していくことを、行政や地域包括支援センター等のみで進めていくことは量・質的にも難しく、その推進を中心になって進めていく存在として配置されるようになったのが推進員です。

★推進員は、「認知症施策を一貫して実質的に推進していく」存在として、大切な意義を有しています。実際に全国の推進員が、活動を通じて多彩な成果を生み出しており、施策の推進が加速される「良循環」を生み出していることが確認されています（下ページ図参照）。

★推進員は、施策推進による成果を連鎖的に生み出していく重要な意義を持つ存在です。

せっかく作った施策を実質的に推進してくれる推進員さんがいてくれて助かる

「事業をやってます」どまりでなく、本人さんが地域で生き生き暮らす実際の姿が増えてきてうれしい！
その姿を見て家族や地域の人の意識が自然と前向きにかわってきている

意義といっても、おおげさなことではないです。ハードルをあげないこと。
ケア現場で以前からやってたことを地域でも、ふつうにやっているだけ。

もっとよりよく生きられる本人たちが地域にたくさんいる。それを応援したい人たちもたくさんいる。推進員になれたことで本人と多様な人をつなげやすくなった。

1）目指す方向に向かって認知症施策を一貫して実質的に推進する

①新しい認知症観の習発・普及
新しい認知症観を地域住民と専門職等に幅広く浸透させていくことができる
⇒認知症に備えて、前向きに喜らし、支え合う人たちを地域の中で増やしていくことができる

②本人視点での連携・協働の推進
本人視点にたった多種・多様な事業･資源をつなげ、連携・協働を深めていくことができる
⇒地域にある力を結集し、同じ方向を自指して動くネットワークを育てていくことができる

③認知症対応力・チーム力の向上
認知症に関連して生じている地域課題を、チームで一つ一つ解消していくことができる
⇒地域の人たちや専門職の認知症対応力・チーム力を高めていくことができる

良循環

2）認知症施策の成果（アウトカム）を生み出していく

A．本人がよりよい人生行路をたどれる
偏見や認知症バリアが解消され、本人（住民）が、認知症の初期から最期まで地域で安心して自分の力を活かして（自立／自律して）暮らし続けられるようになる

【地域共生の実班】
・本人が尊厳と希望をもって、認知症とともに生きることができるようになる
・認知症があってもなくても同じ地域社会でともに生きていくことができるようになる

B．自発的・持続発展的に動いていく
成功体験を共有しながら、やりがいを持ち、自発的に活動する地域の人・専門職等が増える

図　認知症地域支援推進員を配置する意義

古い認知症観
（他人事、他者視点、問題重視、疎外、絶望）

❶他人ごと、なりたくない、目をそらす、先送り
❷認知症だと何もわからない、できなくなる
❸本人は話せない／声を聞かない
❹おかしな言動で周りが困る
❺危険重視、過剰制限しても仕方ない
❻周囲が決める
❼本人は支援される一方、負担の存在
❽地域で暮らすのは無理
❾認知症は恥ずかしい、隠す
❿暗い、萎縮、あきらめ、絶望的

新しい認知症観
（わがこと、本人視点、可能性重視、ともに、希望）

❶わがこと、お互いさま、向き合う、備える
❷わかること、できることが豊富にある
❸本人は声を出せる／声を聞く
❹本人が一番困っている。本人なりの意味がある。
❺あたりまえのこと（人権）重視。自由と安全のバランス
❻本人が決める（決められるように支援）
❼本人は支え手でもある。経験者として大切な存在
❽地域の一員としてともに暮らす　＊施設入所後も
❾認知症でも自分は自分、自然体でオープンに。
❿楽しい、のびのび、あきらめず、希望がある

「本人の声を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド（H29 年度厚労省老健事業）」をもとに東京センター作図）

図　新しい認知症観への転換を

2．推進員の基本的役割と機能を確認し、日常業務の中で取組もう

＊ 推進員の基本的な役割と機能を確認し、自分なりのイメージを描いてみよう

＊ 兼任の場合、ふだんの業務（相談、会議、各種事業等）を大切にしながら、その中で推進員の役割と機能につながる点を見つけ、日常の中で推進員の活動を積み重ねよう

＊ 携わる事業や取組が多岐に渡るため、何を目指して活動しているか、方向性を見失いがち。自地域ならではの「地域共生の実現」という方向に照準をしっかりとあてて事業や取組を「地域共生」につなげていく工夫をしよう

●国が示している推進員の３役割

◆推進員は「認知症施策の推進役」「地域連携の要役」であり、国はその具体的な役割として「医療・介護等の支援ネットワークの構築」、「関係機関と連携した事業の企画・調整」、「相談支援・支援体制構築、以上３役割を示しています（右ページ）。

◆推進員が役割を果たしていく上では、市町村との実質的な協働が不可欠です。

◆３役割に関する事業として、認知症施策の事業が多数示されています。すべてこなすことが目的ではなく、各種事業を手段として活かしながら３役割を展開していきましょう。

⇒なお、関連する事業が年を追うごとに追加されてきています。新規事業をどのように活かしていくか、また、既存事業とどう結び付けていくか、推進員が市町村の担当者や関係者と話し合いながら、「企画・調整」をしていきましょう。

◆３役割は相互に関連しあっています。３役割に関する事業を、「つなげる」あるいは「組み合わせる」ことで、各種事業の継続性や連動性が高まり、無駄や無理を減らしていけます。

◆役割すべてを一人の推進員が一気に果たしていくのではなく、担当者や関係者と相談しながら自地域にとって優先順位が高い役割から始めて、徐々に役割の幅を広げていきましょう。

●推進員の大切な機能（はたらき）

◆推進員は３役割を果たしていく過程で、❶新しい認知症観を伝える（認知症観の転換）、 ❷みんなに目指す方向を伝える（ナビゲーション）、❸同じ方向を向いて活動していく仲間を増やす（仲間づくり）、❹本人の声や地域（現場）の声をとらえて行政につなぐ（架け橋）等
施策や地域共生が実質的に進んでいくための、大切な機能（はたらき）を有しています。

わ～、役割がいっぱい。
よくみると、今までやってきたことや、ふだんやってることで活かせそうなことがいろいろありそう。
みんなと相談しながら、自分なりに地道にやっていこう。

今までの立場では部分的にしか動けなかったけど、推進員の立場を活かすと、いろいろなことがやれそう。
視野をひろげて、自分のまちで何があったらいいか、みんなとちょっと楽しく考えてみよう。

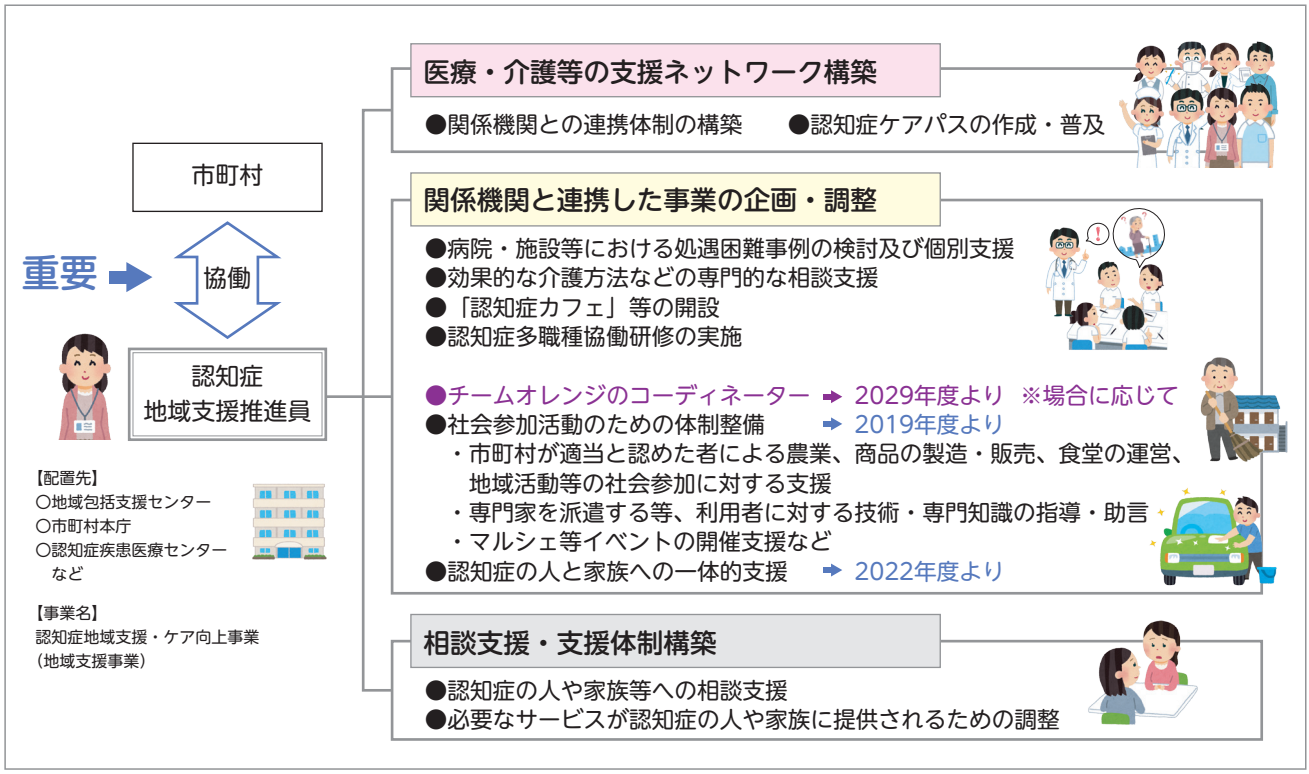

図　認知症地域支援推進員の役割　　出典：厚生労働省　青字東京センター

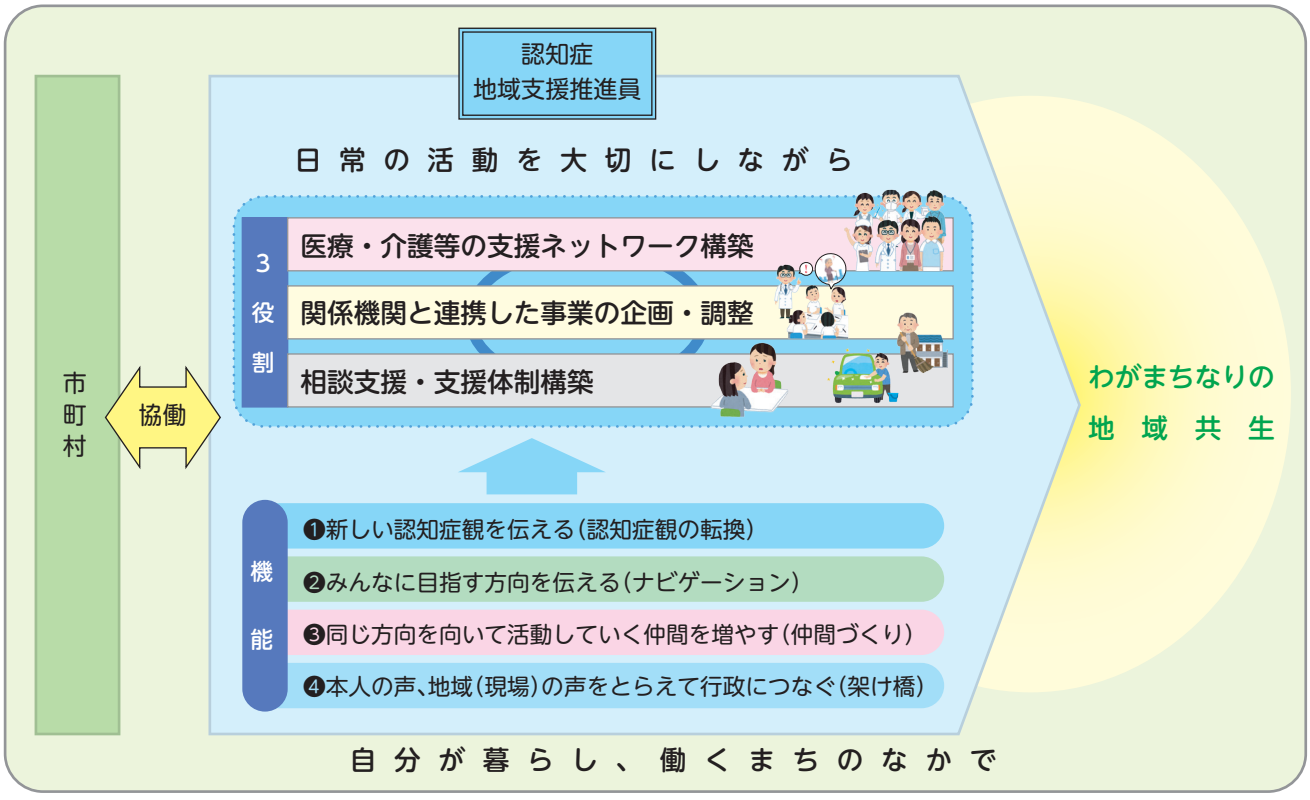

図　認知症地域支援推進員の役割と機能（はたらき）

3．方針と活動の焦点を確認し、そこに注力していこう

＊ 推進員がやることは幅が広く多岐にわたります。限られた時間や自分の力を有効に活かしていくために、どんな方針で、何に注力していていったらいいか、市町村の担当者、関係者、市町村内外の推進員と話合い、方針と活動の焦点を明確にしよう。

＊ 手がかりは、「認知症施策推進大綱」の中にあります。目指す方向にまっすぐと近づいていくために、日常の活動の中で、方針と活動の焦点に力を注いでいきましょう。

●方針と活動の焦点：日々の中で注力し、わがまちなりの地域共生を一歩一歩

◆認知症施策推進大綱の方針「施策はすべて認知症の人の視点に立って」、「認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進する」は、自治体と推進員が共有すべき重要な方針です。

◆大綱では５つの重点施策が示されています。この中で掲げられた「本人発信支援」、「認知症バリアフリー」、「社会参加支援」は、施策の柱として大綱で新たに掲げられた項目であり、地域共生社会の実現にダイレクトにつながっていく今後の重要施策です。

◆推進員活動においても、「本人発信支援」、「認知症バリアフリー」、「社会参加支援」の３点を「活動の焦点」として、そこに注力していくことが重要です。

◆以上の方針や活動の焦点は、推進員に限らず、市町村及び医療・ケア・介護関係者、企業等も含めた地域の人たちすべてにとって重要ですが、理念倒れに終わりやすい事項でもあります。推進員が様々な取組や場面を通じて、この方針や活動の焦点を地域の人たちや専門職等に，具体的に浸透を図っていきましょう。多様な波及効果が生まれ施策が一体的に進みます。

◆こうした活動を続けている推進員が各地で増えており。地域共生が日々の中で実現し始めています（「認知症地域支援推進員　活動情報集（地域共生編）」を参照）。地域共生の実現を先延ばしにせず、推進員が日々の活動を通じて、わがまちの共生を少しずつ実現していきましょう。

●方針と活動の焦点を、様々な事業を通じて展開しよう

◆推進員が関わる様々な事業や場面で、方針と活動の焦点を活かしていきましょう。

◆施策・事業全体が、一体的・効果的に進むとともに、関係者の主体性が育っていきます。

行政と推進員が同じ方向性・方針、
焦点でやっていけばいい。
とてもシンプル、
周りにも説明しやすい。

焦点は、これだ！
基本的なことを丁寧にやればいい。毎日たくさんのことをしてるけど、遠回りせずに、焦点に注力しよう。

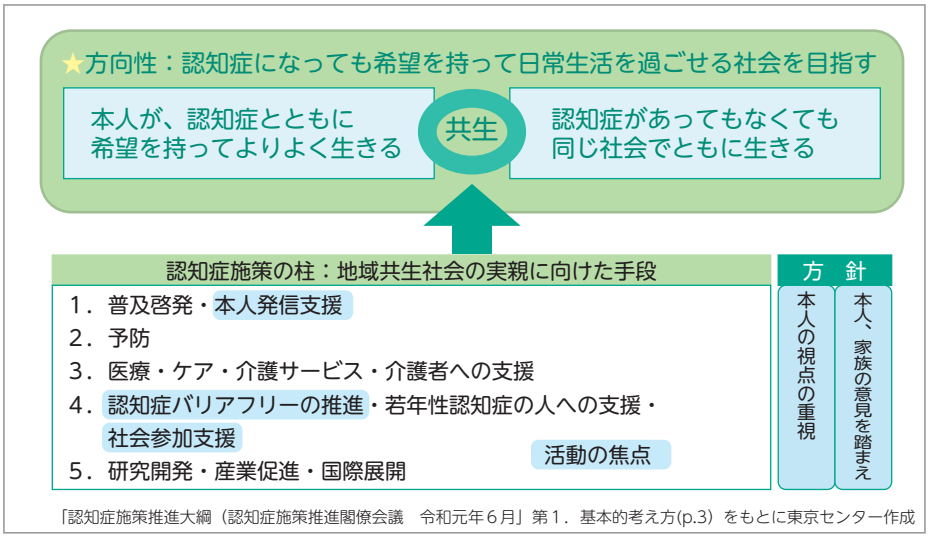

「認知症施策推進大綱（認知症施策推進閣僚会議　令和元年６月」第１．基本的考え方(p.3）をもとに東京センター作成

図　方向性・方針・活動の焦点：大綱を道標に

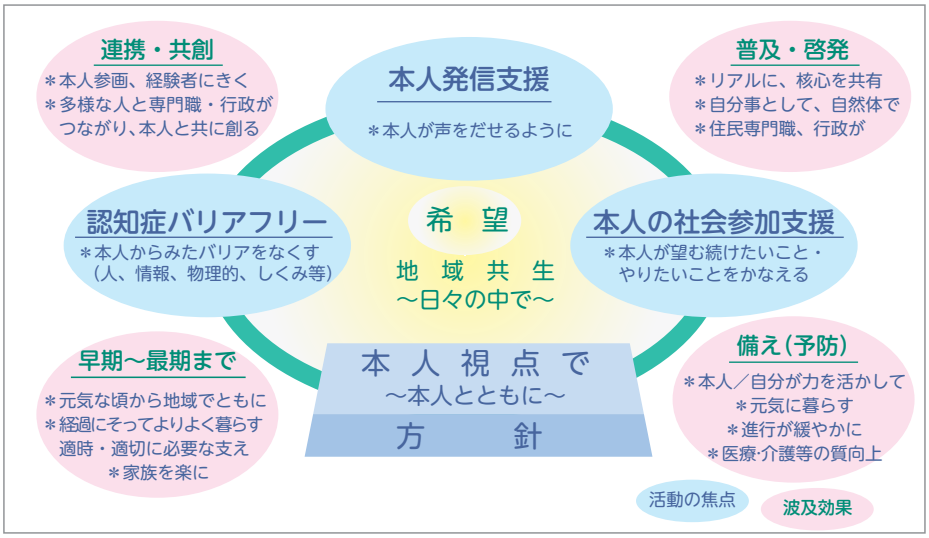

図　方針と活動の焦点に注力することで生まれる波及効果

図　様々な事業・場を活かして、方針と活動の焦点を展開していこう

4．担当者と推進員でよく話し合い、推進員が活躍しやすい環境づくりを一緒に

＊ 全国調査結果によると、市町村の担当者も推進員も、多岐にわたって「課題（必要なこと)」を抱えながら働いている。
＊ 推進員一人ひとりが、もっと楽に楽しく活躍していけるように、市町村の担当者 / 関係者と推進員（全員）が、課題（必要なこと）の全体像を一緒に確認しながら、前向きにアイディアを出し合う機会をつくろう
＊「市町村（担当者）だからこそできること」、「推進員（同士）だからできること」、「担当者と推進員がいっしょにやることで進むこと」について一緒に話合いながら整理し、できることを着実に進めていこう。

●市町村担当者 / 関係者と推進員（全員）が課題（必要なこと）について話し合う機会をつくろう

◆全国調査結果によると、人口規模の大小によらず、市町村の担当者も、推進員も多岐にわたる課題（必要なこと）を抱えて働いています。課題が積み残しのままでは、推進員が活躍しきれず、推進員にも、担当者にも、負担やストレスが蓄積されてしまいます。

◆市町村の担当者 / 関係者と推進員が話しあう機会としては、日常的なやりとりに加えて連絡会や検討会等の集まりが各市町村であると思いますが、最低でも年に 1 回は、お互いが抱えている課題（必要としていること）を持ち寄って、率直に意見やアイディアを出し合い、課題を着実に解消していくための話合いを持つことが必要です。

●お互いをわかりあい、前向きに話し合える機会を、タイムリーに

◆課題解消というと固く深刻に構えて発言も限られた人中心になりがちですが「推進員が、もっと楽に、いっしょに活躍していけるようになる」ことをテーマに、担当者と推進員みんなが本音を発言できて、お互いをわかりあい、できることを一つでも多く出し合って元気がでる集まりを企画しましょう（最初の声かけは、担当者、推進員どちらからでも。）

◆年間スケジュールに組み込みましょう。開催のタイミングを工夫しましょう。

例　・年度当初に、新しい人との関係作りも含めて年間の取組を効果的に進めるために開催
　　・年度途中に開催し、推進員や現場の声や提案を、次年度計画や予算編成に反映
　　・年間事業が本格的に動き出す前のタイミングで、合宿形式で楽しく開催　　他

●話しあって決めたことを実行し、共有しながら、次へ進もう　⇒p 4のステップを参照

【参　考】

【全国調査結果より】 2022年9～10月に実施

◆市町村調査結果：市町村担当者　1,098（63.0%）

推進員の取組みを通じて、認知症があっても なくても同じ地域でともに生きる（地域共生の）意識や姿が広がってきている	52.9%
認知症施策の推進のために推進員は 重要な存在であり、推進員の機能強化を 進めていきたい	77.1%

◆推進員調査結果：推進員　3,690（46.0%）

推進員活動は、やりがいがある	70.9%
推進員活動を今後も続けていきたいが、負担感や雇用形態、法人の意向等で、続けていけるかわからない	40.8%
推進員としてやりたいことがあるが、できていない	項目により2～6割

うちのまちの担当者さんは、
自分たち推進員の活動をどう受け止めているのかな？
前向きに話し合ってみたいな。

推進員

うちは小さいまちなので、担当者が兼任で何でも自分でやってたけど……。
部署の上司や他の部署の人たちと、推進員の機能や意義について話し合ってもっと協働して機能を強めていった方が今後のまちのためになる

やりがいがあるのに、続けていけるかわからない不安定の人が結構いそうだ。
行政の立場で何ができるか、推進員さんによく聞いて話し合う必要がある

市町村
担当者

せっかく「やりたいことがある」のに、できていないなんて、推進員さんはきっとつらいと思う、一つでも、できるようになるよう、話しあって、一緒に工夫したい

市町村
担当者

推進員さんが機能を高めて、活躍していくための課題がいっぱい。
迷路に入らないよう、推進員さんと作戦会議を開いて、うちのまちで活躍しやすくなるよう、一番必要なことから順番に、一緒にやっていこう

やっと課題の全体を、担当者の人とじっくり話し合えそうでうれしい。
課題がたくさんあるようで、関連している。
基本的なことを担当者の人と共有できれば、あとはきっとスムーズに進むと思う。これからが楽しみ。

推進員

推進員の機能強化に関する課題の整理（課題マップ）

市町村調査結果、推進員調査結果より

※併記した数字
市町村　推進員

□ 5%以上差があり

要注目：赤い囲みの項目
担当者と推進員の認識がずれていないか話し合おう

市町村の構想・イニシアティブ

① わが町としての認知症施策の方向性・方針が不明確・明確化が必要　83.4≒83.1

② 施策推進のための推進員の位置づけの具体的共有が不足・共有必要　81.1≒81.7

注：イニシアティブ
上位下達ではなく、わが地域の先を見越して主体的に構想を描き、示す、動く

人財（確保）不足、継続不安定 ⇕ 活動したいができていない

活動の体制づくり

③ 適切な人財の確保・配置のための調整不足・強化必要　80.3<91.3

④ 活動・推進のフォーメーション作り不足・強化必要　80.0<83.8

⑤ 分野横断の活動のための他部署への推進員の周知不足・強化必要　87.1≒87.2

⑥ 近隣の市町村の推進員同士が学びあい支えあう機会不足・必要　84.6>82.3

⑦ 推進員のみでなく、施策担当者が施策や全国の新しい動きを都道府県や全国で学ぶ機会の不足・必要　65.1<76.4

担当者と推進員の協働

⑧ わがまちの共生の具体的イメージの共有不足・必要　79.4<81.4

⑨ 推進員の活動の焦点について、共有不足・必要　82.3≒82.9

⑩ 相談しやすい関係が不足・強化必要　36.7<43.1

⑪ 一緒に地元の本人の声を聴く場面の不足・必要　70.9<73.1

⑫ 関係機関や行政内関係部署との具体的な調整不足・必要　78.7<82.6

活動の進め方

⑬ 古い認知症観をかえていくことが不足・必要　79.1<83.7

⑭ 本人の声を起点とした取組みの不足・必要　88.9≒88.1

⑮ 地域にあるものを活かした創意工夫の不足・必要　87.5<89.1

⑯ 取組みをバラバラに行わず本人視点で連結統合の不足・必要　85.0≒84.9

⑰ 本人や地域と、行政をつなぐ機能の不足・必要　81.0<89.7

推進員活動の成果創出・蓄積持続発展できていない ⇕ 推進員活動による変化／成果を示せずにいる・未把握

その市町村での推進員配置の成果

市町村間での格差
施策の進捗、地域共生の進捗

※市町村担当者が推進員兼任で1名配置の場合は、担当部署との協働について

Ⅱ. 推進員が活躍していくための環境整備をしよう

1. 市町村の構想とイニシャティブ

＊ 推進員が認知症施策の推進役、連携の要役として、迷わずに自信をもって活躍していくためには、活動の道標となる市町村の認知症施策の構想（方向性、方針等）が明確に示され、施策担当者 / 上司のイニシャティブがあることが重要

＊ 推進員の位置づけ能を、市町村施策の中で位置づけ、推進員及び関係者と共有を図ることで、推進員の人財確保や活動促進、活動の持続発展につながる

●わがまちの認知症施策の構想の明確化と担当者 / 上司のイニシャティブが、推進員の活躍の後ろ盾

◆全市町村に配置された推進員が活躍できているか、また活動を通じて変化や成果を生み出せているか、現在、大きな市町村較差が生じています。

◆推進員のキャリアや力量、やる気等は市町村によって大きな差がありませんが、人口規模の大小を問わず、活躍や成果に較差が生じている大きな要因になっているのが「市町村の認知症施策の構想」と、「担当者／上司のイニシャティブ」の２点です。

【市町村が認知症施策の構想を明確に示しているか】＊先行地域の計画を参考に次期計画をよりよく

- 市町村の構想のあり方が、「活動の体制づくり」や「担当者と推進員の協働」、「活動の進め方」等、推進員活動に関わるすべてのことを方向づけ、推進員を配置しての成果を左右しています。
- 市町村の認知症施策の計画が、新しい認知症観（ｐ６参照）に基づいて策定され、「地域共生を目指す方向性」と「本人視点を徹底する」方針が明確に示されていると、推進員自身が未来志向の発想をもて、有する力を発揮して主体的に活躍しやすくなります。

【市町村の認知症施策の担当者 / 上司のイニシャティブ】＊専門職そして事務職が構想を生きたものに

- 市町村の構想を文言倒れにせずに、推進員が活動していく過程の要所要所で、担当者 / 上司が構想を自らの言葉で語り、方向性や方針通りに進めていくことの GO サインをしっかりと出してくれることを、配置された推進員が強く求めています。行政だからこそできる重要な役割です。

●計画等に推進員の位置づけ等を明記し共有することが、人財確保や活動の促進、持続発展の鍵

◆推進員を「地域共生を実現する重要な推進役」として計画に位置づけ、行政内および地域に共有することで、推進員の人財確保をしやすくなり、推進員の活躍の幅が広がります。

◆推進員活動は継続性が非常に重要です。担当者の異動等の影響をうけずに、中長期的に人財を確保し活動の持続発展性を担保していくためにも、計画等に位置づけることが重要です。

推進員を活かして

全国の認知症施策の先進例の構想を参考に、わがまちの施策を未来志向でバージョンアップを

【参　考】

認知症地域支援推進員
活動情報集（共生編）
＊動画もあり

◆ 人口規模が小さな村でも、大都会地でも、推進員が認知症の人とともに、地域共生を日々の中で実現し始めています。

◆ 推進員がそうした活動を活発に展開できているのは、その市町村の施策担当者や上司の構想、後押し、GOサインがあってのことです。

◆ 全国どの市町村でも、構想や計画を「地域共生」に向けて舵をきることで、推進員がもっと楽に、楽しく活躍できるようになり、地域共生を日々の中から実現し始めるようになることが期待されています。

◆ 計画策定の段階から推進員に参画してもらい、実行性・実効性を高めている市町村例もあります。次期計画の策定等のプロセスで、推進員のアイディアや提案を活かしていきましょう。

市町村
担当者

◆施策担当といっても、なって日が浅くて認知症施策自体を十分にはわかっておらず、ましてや推進員のことはまで、頭も手も回っていなかった。
◆共生のまちづくりをしている市の担当者とつながることができて、構想や計画策定とか、どんどん参考にさせてもらっている。
◆予算や人手以上に、認知症施策は構想が重要で、うちのまちも、進み始めた！

◆認知症に関する国施策や世の中の動きが早くて、行政の担当者も大変だと思う。
◆うちのまちに役立ちそうな施策の構想や他地域の情報を入手しているので、担当者の人に活かしてほしい。
◆計画が出来上がってから示されるのではなく、構想を練っている段階で声をかけてもらえたらうれしいな。

推進員

市町村のイニシャティブ：行政が率先しながら、上意下達ではなく、ともに進む

◆自分は事務職だけど、本人視点で、本人の声を大事にすることが、一番肝心だと思う。
◆うちのまちでそれがあたりまえになるように、息長く一緒にやっていこう
◆推進員さんから提案のあった本人視点で事業を見直して棚卸しをする件、今やるべき時期だ。一緒にやっていこう。
◆実質的なことは、推進員の皆さんに任せた。また提案してほしい。

市町村
担当者

推進員

◆ 施策担当者自身（保健師等の専門職、そして事務職の人）が、古い認知症観から脱して、新しい認知症観にもとづく施策の構想や方針を前向きに示してほしいという声が、推進員から非常に多く寄せられています。

＊ それらを担当者が、自分の言葉でいつも前向きに語ってくれることで、勇気づけられ、くじけずに一歩前に進むモチベーションを維持したり、高めている推進員がとても多くいます。

＊ 既存の事業内容や新規事業をどのように進めるかなどの決め事の際に、従来通りのやり方を脱して「本人視点の方針を大切にして見直そう」等、構想や方針を実行に移していく担当者のイニシャティブが、推進員の活躍のためのジャンプボードになっています。

行政の積極性は重要ですが、それが上位下達の関係でなされているために、行政の発想や決められた計画にあわせた活動を推進員がこなさざるをえなくなり。推進員活動で非常に重要な本人視点にたった主体的で自由な活動を展開できずに伸び悩んでいる推進員も少なくありません。

＊ 地域共生の実現を着実に進めている地域では、施策担当者と推進員が、認知症施策を「ともに推進していくパートナー同士」として対等な関係を育てながら取組を展開していることも注目したい点です。

「共生」を目指す：インパクトのある資材で、構想と計画を一歩先に進める

◆『施策担当者と推進員は、共生を目指す方向性と方針を共有できているが、上層部や関係者の理解が得られず、なかなか前に進めない』。そんな声もよく聞かれます。

◆ 文書や言葉による説明だけでは、なかなか理解を得ることが難しいといった状況がよくおこりますが、認知症があっても生き生き暮らす本人のリアルな姿や、それをともにつくりだしている地域の実際の様子を短時間で伝えるインパクトのある普及動画を利用することで、解消をはかっている担当者が増えてきています（市民への啓発と同時に役所内での啓発が求められています）。

◆「うちのまちではまだまだ理解を得るのは難しい」
「自分の説明では、なかなか（上層部等に）わかってもらえない」
こうした状況から少しでも前に進むために、以下のような資材をぜひ活用して下さい。

【参　考】

推進員が活躍

厚生労働書　令和４年度　認知症普及啓発事業
工藤公康さんと　認知症と共生する社会を考える　みんなでアクション！
～ 一人ひとりが希望がある　いっしょにかなえる仲間が広がる ～

プロ野球選手としてのキャリアを持つ工藤公康さんが、認知症の本人や地域の人たちと一緒に野球を楽しんだり、語りあい、共生する社会に向けて、みんなでアクションしよう！というメッセージを伝えています。

検索　⇒　厚生労働省　認知症　令和４年度　認知症普及啓発事業
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ninchi_hukyukeihatsu.html

【参　考】

認知症の人からのメッセージ動画 ～「希望の道」認知症とともに歩いていこう～

認知症の人本人が自らの希望を語り、地域の中でそれを実際に叶えながら生き生きと過ごしている姿を伝える動画

日々、自分らしく生きていく。つづけていこう、希望の道を。
認知症とともに歩いていこう。

- 全国の認知症の人が自分らしく前向きに認知症とともに生きていく姿を取材しました。
- 多様な地域、多様な年代の本人たちが、地域の中でよりよく生きていける可能性をリアルに伝えています。

検索　⇒　厚生労働省　認知症　希望の道

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html

地域版認知症希望大使交流会 2022　日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）

今、全国の都府県で続々と登場している希望大使。
オンラインでつながり、自由に語りあい、交流している様子を動画に収録。
希望大使は、特別な存在ではなく、ごくふつうの市民の一人であり、チャンスがあれば、どの地域にも、発信できて、生き生き暮らし続けられる人がたくさんいることを伝えています。

（令和４年度　厚生労働省老健事業）

検索　⇒　JDWG　地域版希望大使

http://www.jdwg.org/chiiki-kibo-taishi_2022/

認知症とともに生きるまち大賞　NHK 厚生文化事業団

2017 年度から毎年続けられている「認知症とともに生きるまち大賞」の全国各地の受賞地域の活動の実際がコンパクトな動画で見れる。

「認知症とともに生きる」が、全国各地で広がっており、本人が、地域のさまざまな人たちといっしょに暮らしていけるたくさんの可能性とヒントにあふれている。

検索　⇒　NHK 厚生文化事業団　ともに生きるまち大賞

https://npwo.or.jp/tomoniikirumachi/?t=

2．推進員の活動の体制づくり

＊ 配置された推進員が活躍していくためには、市町村による推進員活動の体制づくりが欠かせない

＊ 体制作りは、市町村だからこそできることであり、市町村として進めていくことが求められるが、体制づくりを進めるためには、市町村担当者が自地域で配置した推進員から、活動の実際と活動上の課題を具体的に聞きながら、推進員と一緒に体制作りを工夫し、年々よりよく整備していくことが重要

●市町村が、配置した推進員とともに、活動の体制づくりを、年々見直し、整備を

◆全国調査結果では、市町村が推進員を最初に配置して以降、配置の仕方を変更した市町村が 57%に上っています。

＊具体的には、「配置する組織の種類は増やしていないが、配置組織数数や配置人数をふやした」市町村が 28.9%、「配置する組織の種類を増やし、配置総数も増やした」市町村が 18.9% と、推進員活動の全体的な拡充に向けた変更がなされています。

◆こうした配置のあり方の工夫も含めて、推進員活動の体制作りとして、市町村が様々な工夫をしています。その主な点は右ページの通りです。

◆市町村の規模の大小に係わらず、工夫できる点が様ざまあります。推進員の活動の中身と並行して、推進員が実際に活躍しやすいように体制を、推進員とともに年々少しずつでも整備・拡充していくことが必要です。

●推進員自身が有している情報や人財・ネットワークを活かして体制作りを進める

◆よりよい推進員活動をしていくために、推進員自身が活動体制について前向きに市町村に提案したり、自分が長年認知症ケアにかかわってきた仲間のネットワークを活かして、体制作りに自ら動いている推進員が各地でみられています。

◆体制作りは、市町村が取組むことで整備が進んでいきますが、今後は、推進員自身も体制作りを市町村任せにしたり、「うちのまちでは無理」とあきらめずに、体制作りにつて必要なことやできることを前向きに提案していくことが必要です。

◆今後は、推進員同士の集まりやネットワークで、活動内容に加えて、活動の体制づくりについても具体的な情報や工夫について交換・共有しあうことも必要と考えられます。

推進員が活躍しやすい活動の体制づくり：市町村の工夫の様々

【1】適切な人財確保・配置のための調整　★全国調査では、推進員が担当者より高率で必要と回答

＜推進員は適切な人財確保が鍵＞

① 地域の医療・介護等の分野を問わず、適材を探す。呼びかけてなりたい人とつながる。
⇒本人と所属組織長に会って、市町村として推進員の大切さを伝え就任を依頼（出向も含む）。

② 委託包括等に配置の場合、形骸化したり異動が頻繁におこらないよう、繰返し法人側に説明。

★③ 推進員が異動後も、当人及び異動組織の了解が得られれば、異動先でも推進員として活動を続ける体制とする。

人財が蓄積、活動継続、異動先での新たな活躍等、メリットが大

＜配置先の工夫・調整＞

① 本人視点にたって、本人が出会いやすく適切に支援・連携が図られやすい場を考慮して配置先を工夫する。
例：地域密着型サービス事業者、医療機関、地域ネットの活動拠点等

② 包括的な連携協働を促進するため、多様な場に推進員を配置する

地域をよく見て人財確保や配置を**一工夫すると**その後効果的に展開お互いが楽になる

【2】推進員活動や機能向上を推進するためのフォーメーションづくり

＜推進員同士のフォーメーション＞　＊小規模で配置数が少い自治体は近隣地域と共同で

① 担当者と推進員で、活動の重点テーマを決め、推進員がテーマを選択して活動・全体で共有

② 推進員の職種や得意を活かして、相互に助言・バックアップしあう体制をつくる

③ 近隣の推進員同士で、本人ミーティングや若年の人の支援など共同して企画・実施

★＜推進員とともに活動する推進役を育て、本人や地域と行政をつなぐ体制を拡充＞

① 地区ごとに推進員とともに活動する人材に募り or 声かけし、チームを編成
地域⇄推進員⇄行政の情報の流れのしくみと協働の実績を積上げる

② 自治体で本人視点にたった人材育成・チームを推進員とともに毎年継続

③ ①②に加えて、育成した人財が推進員になっていくしくみづくり

非常に効果的。年々人財の層が厚くなり、推進員活動と地域共生が自然体で拡充

＜推進員とともに活動する推進役を育て、本人や地域と行政をつなぐ体制を拡充＞

○ 市町村が、推進員と三医師（会）、介護士事業者組織、地域組織等をつなぎ、一同に会って交流や情報・意見交換する機会を重ね、情報の流れや協働で動くフォーメーションをつくる

【3】分野横断の他部署への推進員の周知　＊行政だからこそできること

① 保健医療福祉の関係部署に加えて、認知症の本人の視点にたって関係部署（総務企画、教育、商工、金融、交通、生活安全・警察・消防、観光、農林推進等）に推進員の存在を周知

★② 多部署の職員が集まり、推進員とともに情報意見交換をする集まりを継続的に開催

【4】近隣の推進員同士のネットワークづくり

① 近隣の推進員と合同での情報交換や研修等

② 市町村主催の推進員の集まりやイベント、各種事業の際に、近隣の推進員の参加を市町村がＯＫし、オープンに

③ 推進員が企画する近隣市の推進員との相乗りや合同での取組みを市がＯＫする

【5】担当者が他とのネットワークづくり

★ 全国調査では、推進員が担当者より高率で必要と回答（担当者が外とつながってほしい）

① 担当者が全国の行政担当者の集まり（東京センター主催の合同セミナー等）に参加、最新の動きや工夫を集め推進員にも共有

② オンライン等で情報交換会を開催

Ⅲ.市町村担当者と推進員との協働

＊ 推進員活動では、市町村担当者と推進員との協働が不可欠とされており、担当者、推進員ともに「協働している」ととらえている場合が多いが、推進員がより楽に、より活躍していくために、日頃の状況を振り返り、協働を深めていく工夫をしよう

＊ 担当者が推進員を兼任している場合も（場合こそ）、推進員としての役割や機能をはたしていくために、部署内の他の担当者等との協働をより深めていこう

●まずは、気軽に相談しやすい関係作りを

◆協働の第一歩となるのが、「気軽に話あえ相談しやすい関係」です。全国調査では、担当者よりも推進員の方が、相談しやすい関係が不足しているという回答が多くみられました。

◆担当者も推進員も、遠慮しすぎたり、自分から相手に壁をつくったりしがちです。「気軽に話しあう」「ちょっと相談を」。そんなシンプルなことを日常の中で大切にしていきましょう。

●わがまちの共生の具体的なイメージの共有

◆推進員の活動で、これからますます大切になっていくのが「地域共生」です。イメージが漠然としたままだったり、担当者と推進員とでイメージがずれてしまっていないでしょうか。「このまちで共生って具体的にどんなことか」楽しく話しあう機会をつくったり、一人の本人を通じて、あるいは事業の話合いなど、様々な機会をとらえて共生について繰り返し話し合い、具体的なイメージを共有していきましょう。

●推進員の活動の焦点の共有：本人発信支援、社会参加活動支援、認知症バリアフリー（p.9 ～ 10 参照）

◆多忙を極める中で推進員が活躍していけるためにも、何に注力していくのか、活動の焦点について担当者と推進員が確認しあい、共有しあえていることが協働の中でも特に重要な点です。

●一緒に地元の本人の声を聴く場面を

◆共生の具体的イメージを共有するためにも、活動の焦点を共有するためにも、その他、担当者と推進員が協働していくすべてのためにとても有効なのが、一緒に地元の本人の声を聞く場面をつくること。担当者、そして出来たらその上司にも、一緒に本人と出会い声を聴く機会を作っていきましょう。

市町村担当者と推進員との協働のための工夫の様々（主なもの）

◆担当者
◆推進員

気軽に話し合える関係づくり

◆対等が一番！対等で一緒にと常に伝えている
◆近くを通ったら立ち寄って、少しでも顔を見に
◆提案にはまずは、いいね！と。提案を大事に
◆忙しくても、会議の前後は、立ち話をするように
◆遠慮しないで、経過や相談事を細かく連絡してる
◆担当者の資料等でいいなと思う点を伝えている

わが町の共生のイメージの共有

◆推進員さんにイメージ図を書いてもらってみんなで話し合った
◆自分事として話し合ってみた
◆本人の話を聞いて話し合った
◆本人と一緒に町歩きしその時の様子をもとに一緒に考えた
◆本人たちの実際の場面をもとに地図に落とし込んで話し合った
◆担当者と折に触れて共生の具体について話し合う

一緒に地元の本人の声を聞く

◆毎週半日は、現場に行くと決めている（推進員さんも知ってるので声かけてくれる）
◆声聞くとか構えず本人がいる場に遊びにいく
◆時々上司に、一緒に行きましょうと誘ってる（上司も、案外、喜んでいる）
◆特に新任の担当者に現場に来てと声をかける
◆散歩や花植えとか企画をし、楽しく参加しながら、自然な声を聴いてもらう
◆本人と一緒に役所に遊びに行き担当者にあって話す

活動の焦点の共有

◆焦点を絞ってやることで結局はどの事業も中身がよくなっていてやりながら
◆事業をこなすこと人でなく本人といっしょにつくっていく人だと話しあっている
◆活動の焦点３つはつながっているから自然にやればいい
◆活動を通じたちょっといいエピソードを担当者と共有
◆３つに焦点は、特別なことでなく、基本の基だと話しあっている

その他、工夫していること

◆計画や企画の最初の原から感触やアイディアをきく
◆推進員さんが必要な時、他部署の知合いをつなぐ
◆役所の大きな会議に参加してもらいつながりをつくる
◆担当者がやる集まりや行事に出向き準備等を手伝う
◆研修等で入手した資料を、コピーして渡している
◆おかしいなと思うことは、あいまいに流さず前向きに意見や提案をしている

Ⅳ. 活動の進め方

＊ 推進員活動には、目指す方向に向けた大切な役割機能や方針、活動の焦点といった基本がありますが、どのように進めていくかは決まりや定型はなく、それぞれの地域の特徴や推進員自身の立場・特徴を活かしながら自由度高く進めていける

＊ 兼任のために推進員活動に時間を割けないという人も、役割機能をうまくはたしていくための推進員活動のポイントを参考に、業務を活かして推進員活動を日常の中で進めていこう。一朝一夕ではなく、地道に、息長く。

●推進員活動の基本を繰り返し確認しよう：続けていきながら地域のあたりまえがかわる

◆推進員活動の基本確認しながら（下図）、ひたすら目指す方向（地域共生）に向けて、本人視点で、日々の中でコツコツと進めていきましょう。

◆推進員が日々の中で活動を続けていくことで、地域の人たちや医療・介護の専門職等、みんなのあたりまえが、本人視点、新しい認知症観に少しずつかわっていきます（無理にかえるのではなく、地域の人たちや専門職等が内発的に変わっていくことが大切）。

●推進員活動のポイントを参考に、工夫をしながら

◆全国各地にで、地域共生を日々の中で生み出し始めている推進員が増えていますが、その活動のポイントで共通していることは、とてもシンプルです。

❶ 本人の声から始める（本人の声を起点に）　＊ただし気負いすぎずに

❷ 望む暮らしを一緒にかなえる

❸ 地域にある力を見つけて伸ばす

❹ 一人から一人へ、そして地域へ

❺ 事業や取組を本人視点で継続・統合

❻ 楽しく！

ポイントを参考に動き出してみると、次に進む手がかりが見えてきます。

下ページのポイントについての工夫も参考に、ふだんの中からちょっと動きだしてみましょう。

★ヒントが欲しい、悩んでいる……そんな時は推進員仲間につながろう！➡巻末のすいしんいんネットに

推進員活動の基本：日常の中で、繰り返し、確認しながら、

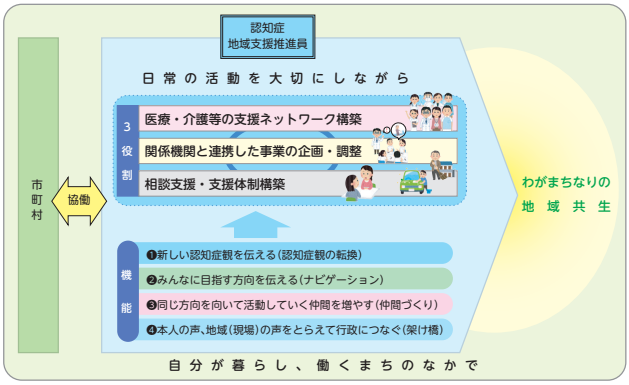

図　認知症地域支援推進員の役割と機能

図　方向性・方針・活動の焦点
～様々な事業・場を活かしながら～

推進員活動の進め方ポイント

＊少しの工夫をしながら

楽しく具体的に

❶本人の声から始める

＊ふだんの中での、本人との接点を大切に
＊自然な対話や一緒に動いてみながら
＊いきなりではなく、つきあいながら
＊つぶやきや小さな声、声にならないサインも
＊そのままの声を記録、共有、蓄積。写真・動画も

❷望む暮らしを一緒にかなえる

＊声をもとに続けたいこと / やりたいことを話しあう
＊望みをかなえる作戦を本人や関係者と話しあう
＊本人なりのやり方、本人の力やつながりを活かす
＊本人と（わくわくしながら）やってみる
＊やったことを一緒に喜びあう、失敗も活かす
＊本人からみて、自分より最適な人にバトンを渡す

❸地域にある力を見つけて伸ばす

＊本人の視点で暮らしていくためのつながりを探す
＊できるだけ具体的に、ひとを探す
＊その人の声をよくきく、方向性を話しあう
＊活用ではなく、その人と一緒に、力を借りる
＊本人と人との出会いの中でのエピソードを大切に

❹一人から一人へ、そして地域へ

＊一人の本人の声や経過等を他の本人に伝える
＊本人同士が出会い、一緒に楽しめる機会をつくる
＊本人の声や経過を地域の人、専門職に伝える
＊活かせること、一緒にやれることを話しあう
＊地域での展開の時には本人が参画できるように

❺事業や取組を本人視点で継続・統合

＊本人の視点で、つながりのある事業・取組を探す
＊関係者と方向性を話しあい工夫・配慮を相談
＊本人が参加して、つながるための作戦会議
＊この過程でも本人発信、力の発揮を支える
＊経過の中での本人・関係者の声を活かし、
　他のつながり作り（継続・統合）にもトライ！

❻楽しく！

＊本人から見て楽しいか、本人に聴きながら、楽しくなるように一緒に工夫
＊書類、チラシ・広報等の言葉・表現も楽しく
＊企画調整役割を活かして、本人と楽しい企画を
＊自分自身の好きなことや望みもかなえる企画をたて自分の仲間つながりに楽しく参画してもらう

あくまでもヒント！　情報にとらわれず、一にも二にも、地域の本人とともに、日々、新鮮に

推　進　員　仲　間　の　声

＊みんな最初は、どうしたらいいか悩みます。

＊一人で悩んでないで、仲間とつながりましょう！

＊おもしろいですよ～。

＊最初、本人視点、本人の声と言われても…と戸惑ってました。

＊やってみてるうちに、あたりまえのことだよね、自分だったら……と自然になってきました。

＊推進員って、とても自由です。もちろんやることは山ほどありますが、その中から、自由につくりだしていけます。

＊本人視点、本人の声を合言葉に！

＊地域共生っていうと、大変な感じがしちゃうけど、“ともに”なんだと思います。

＊ともに”が、毎日の中で少しずつ積み重なってきたら、本人が元気になってうれしそう。みんなもうれしく本人に元気をもらっています。

＊行政の推進員で、最初はなかなか事業ありき、から脱皮できずに苦労しました。

＊でも活動している中で、本来行政こそが、方向性や方針をきちんと示して、揺らがずに進むべきだと気づけました。

＊職場や地域で、なかなか理解してもらえないことが多いけど、必ず理解者がいます。

＊方向性や大事にしたいことを、楽しく語り続けていくと、きっと仲間や味方が現れます。

＊仲間が増えて、仕事が楽になってきました。

＊自分がこれからも続けたいことをもとに企画していったら、どんどん仲間の輪が広がってうれしい。本人も大喜び！

＊認知症って、自分事だ～。

推進員の活動情報を、どうぞ気軽にごらんください

活動情報をコンパクトにまとめた動画です

Web 推進員活動
情報共有システム

知りたい情報をキーワードで選択可能。
推進員活動情報の発信・共有・蓄積を推進。

参考情報

〇国の認知症施策の現状と方向性

（厚生労働省老健局　認知症施策・地域介護推進課）

〇関連情報

「国の認知症施策の現状と方向性」

資料提供：厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課

75歳以上の高齢者数の急速な増加

75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。

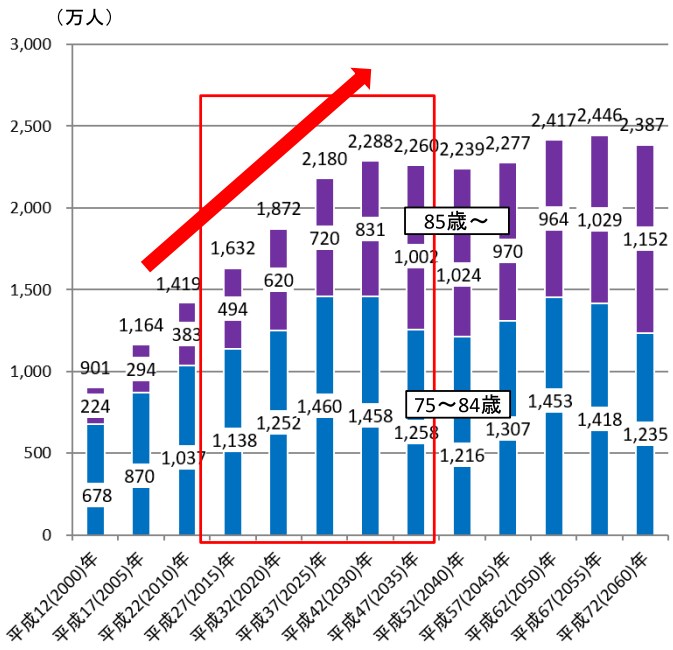

85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫して増加。

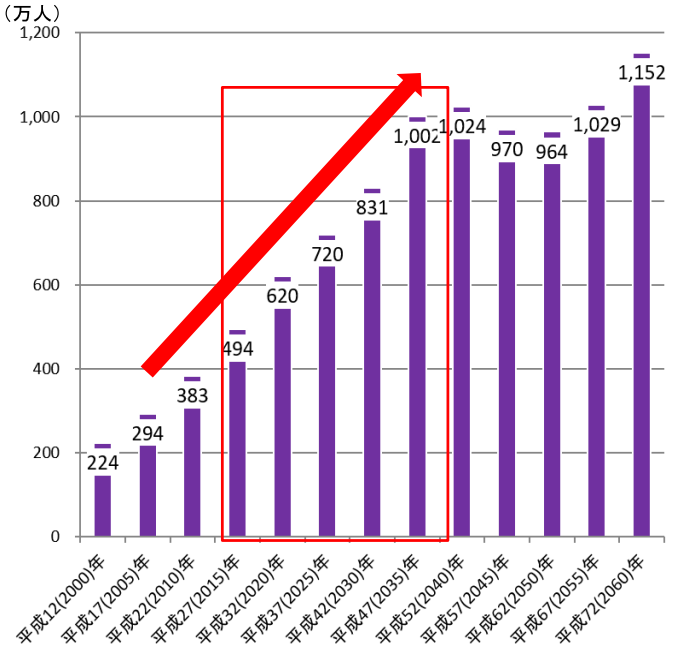

（資料）将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年4月推計）出生中位（死亡中位）推
実績は、総務省統計局「国勢調査」（国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口）

年齢階級別の有病率について（一万人コホート年齢階級別の認知症有病率）

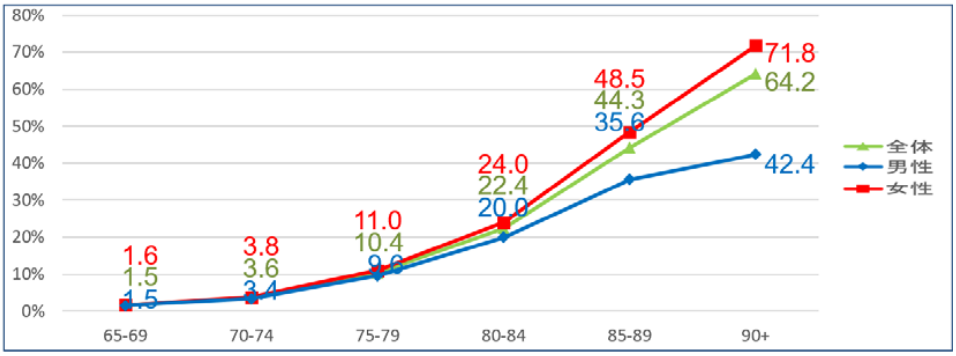

日本医療研究開発機構　認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究」
悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町における認知症有病率調査結果（解析対象 5,073人）
研究代表者　二宮利治（九州大学大学院）提供のデータより作図

認 知 症 の 人 の 将 来 推 計 に つ い て

年	平成24年（2012）	平成27年（2015）	令和2年（2020）	**令和7年（2025）**	令和12年（2030）	令和22年（2040）	令和32年（2050）	令和42年（2060）
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.2%	602万人 16.7%	**675万人 18.5%**	744万人 20.2%	802万人 20.7%	797万人 21.1%	850万人 24.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計（※） 人数/(率)		525万人 15.5%	631万人 17.5%	**730万人 20.0%**	830万人 22.5%	953万人 24.6%	1016万人 27.0%	1154万人 33.3%

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　九州大学　二宮教授）による速報値

（※） 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

認知症施策のこれまでの主な取組

① 平成12年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
- ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
- ・介護保険の要介護（要支援）認定者数は、制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
- ・要介護となった原因の第1位は認知症。

② 平成16年に**「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。**

③ 平成17年に**「認知症サポーター（※）」の養成開始。**
※90分程度の講習を受けて、市民の認知症への理解を深める。

④ 平成26年に**認知症サミット日本後継イベントの開催。**
※総理から新たな戦略の策定について指示。

⑤ 平成27年に関係12省庁で**新オレンジプランを策定。（平成29年７月改定）**

⑥ 平成29年に**介護保険法の改正。**
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
- ・認知症に関する知識の普及・啓発
- ・心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
- ・認知症の人及びその家族の意向の尊重　等

⑦ 平成30年12月に**認知症施策推進関係閣僚会議が設置。**

⑧ 令和元年６月に**認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定。**

⑨ 令和２年に**介護保険法の改正。**
※　認知症施策推進大綱のとりまとめ等の動きを踏まえ、以下の規定を整備
- ・国・地方公共団体の努力義務として、以下の内容を追加的に規定（介護保険法第５条の２）
  認知症の予防等の調査研究について、項を分け、関連機関との連携や、成果の普及・発展させることを規定
  チームオレンジの取組などをはじめとした地域における認知症の人への支援体制の整備を位置づけ　等
- ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直し。

認知症施策の推進について

○　高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）となる見込み。

○　認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

○　2025年に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

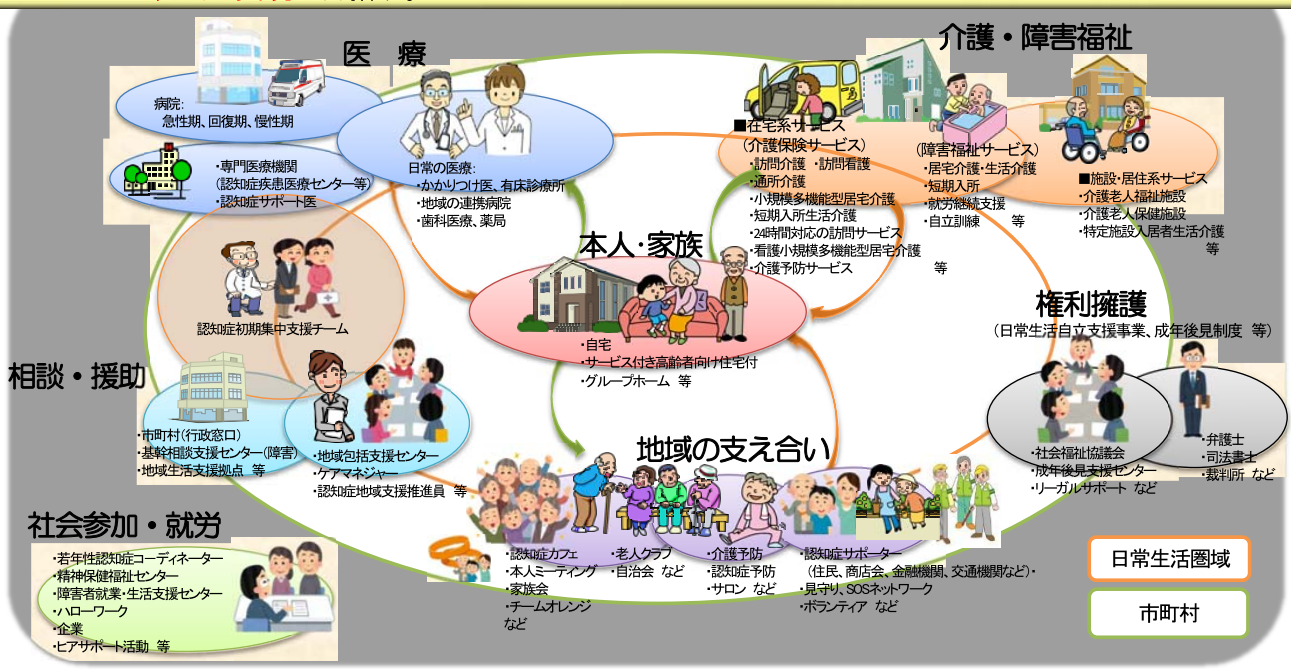

認知症施策推進大綱（概要）（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら**「共生」**と**「予防」**※を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、**認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる**、また、**認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる**という意味
※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「**認知症になるのを遅らせる**」「**認知症になっても進行を緩やかにする**」という意味

コンセプト

○　**認知症は誰もがなりうるものであり**、家族や身近な人が認知症になることなども含め、**多くの人にとって身近なものとなっている。**

○　生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、**住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。**

○　運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。**また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の５つの柱

①　普及啓発・本人発信支援
・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開　等

②　予防
・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
・エビデンスの収集・普及　等

③　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
・家族教室や家族同士のピア活動等の推進　等

④　認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
・企業認証・表彰の仕組みの検討
・社会参加活動等の推進　等

⑤　研究開発・産業促進・国際展開
・薬剤治験に即応できるコホートの構築　等

認知症の人や家族の視点の重視

1．普及啓発・本人発信支援

＜認知症施策推進大綱（抜粋）　基本的考え方＞

○　地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、生活環境の中で認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員等向けの養成講座の開催の機会の拡大や、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターの周知の強化に取り組む。

○　地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していく。

○　地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。

＜主な内容＞

○　認知症サポーター
- 企業・職域でのサポーター養成講座の拡充
- サポーターの養成　＋　地域の支援ニーズとつなぐ仕組みの強化

○　認知症本人からの発信機会の拡大
- 「認知症とともに生きる希望宣言」等の更なる展開
- ピアサポートの支援の推進　等

認知症サポーターの養成

【認知症サポーター】
認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人

【目標値】　◆2020年度末　1,200万人　（2022（令和4年）3月末実績　1，380万人）

◆2025（令和7）年末　企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人

～各種養成講座～

《キャラバンメイト養成研修》
- ■実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- ■目　　的　：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成
- ■内　　容　：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

《認知症サポーター養成講座》
- ■実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- ■対 象 者 ：〈住民〉自治会、老人ｸﾗﾌﾞ、民生委員、家族会、防災・防犯組織 等
  〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット
  コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関 等
  〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、PTA 等

令和3年度世界アルツハイマーデー及び月間のイベント報告

○各地のイベントの周知

・特設ホームページへ自治体のイベント情報を掲載。
URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2021.htm

・掲載イベント数の推移は以下の通り。
令和2年度　47都道府県1,747イベント
→　令和3年度　**47都道府県2,423イベント**
※イベントのうち、オレンジライトアップ
令和2年度109か所　→　**令和3年度157か所**

・日本認知症官民協議会の参加団体の関連情報も掲載。
協力団体：日本看護協会、東京都歯科衛生士会、
日本作業療法士協会、日本図書館協会　等

○ライトアップ（宮崎県）

○展示（福島県三春町）

○当事者団体との連携

・日本認知症本人ワーキンググループ（JDWG）
特設ホームページへ世界アルツハイマーデー等に寄せたメッセージを掲載。
・認知症の人と家族の会
自治体に対し、会が企画するライトアップイベントへの協力を依頼。連携した取組が行われた。

○オレンジリングドレスアップ

・昨年度に引続き、認知症施策関係9省庁合同で認知症サポーターのシンボルであるオレンジリングのドレスアップを実施（9月15日～21日）。

・報道関係者向けの撮影会を実施（9月15日）。

○オレンジリングドレスアップの様子

○認知症の人からのメッセージ動画

・「希望大使」や「認知症の人と家族の会」に協力いただき、認知症の人が、自らの希望を語り、地域の中でそれを実際に叶えながら生き生きと過ごす姿と、本人と共に生きる関係者を取材。
・アルツハイマー月間に合わせて、ダイジェスト版を特設ホームページへ掲載。

○メッセージ動画

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html

○その他

・厚労省のSNS（Twitter・Facebook）を活用し、アルツハイマー月間の取組について、広報活動を実施。

認知症ケアパス

○　認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
○　市町村が地域の実情に合わせて作成し、住民や関係機関に広く周知することとしている。
※　令和2年度実績：1,542市町村（実施率88.6%）

～認知症施策推進大綱（抜粋）～
・地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。

【KPI／目標】 市町村における「認知症ケアパス」作成率100%

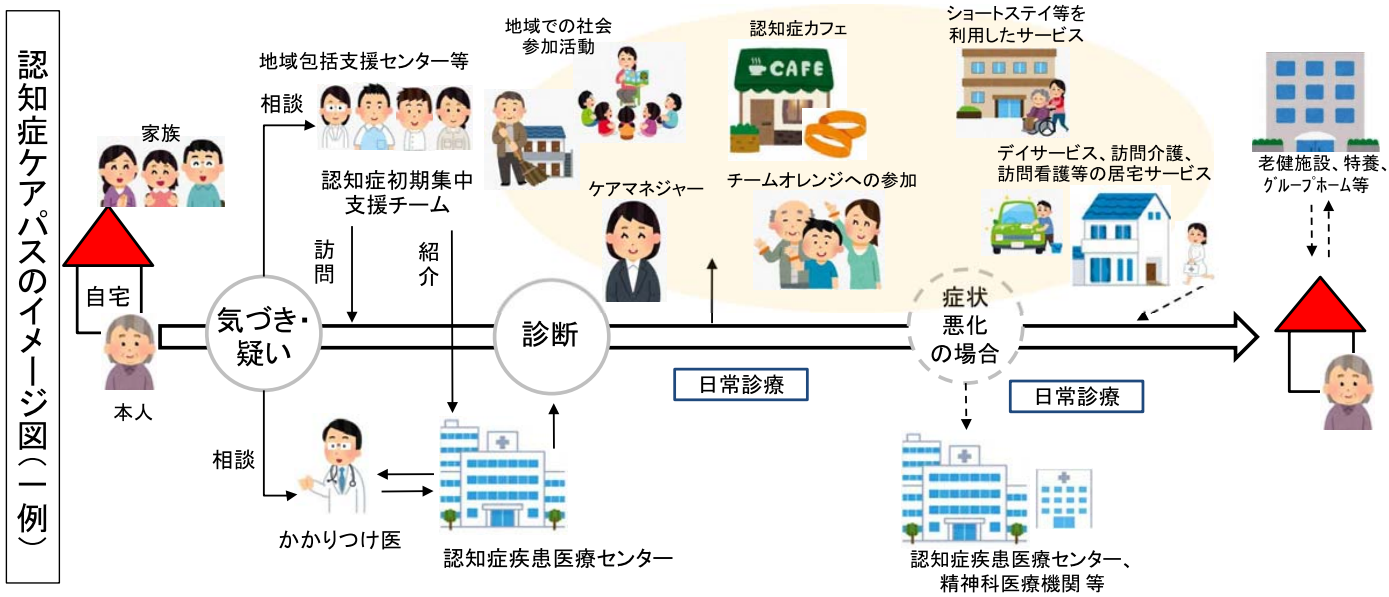

認知症の人本人からの発信の支援（認知症本人大使の任命）

◆　令和元年６月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において「「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。」ことが掲げられたことを踏まえ、年代、性別のほか地域性も考慮して、令和２年１月20日に５名の「希望大使」（丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん）を任命

◆　併せて、令和２年度以降、都道府県知事が委嘱・任命等を行う地域版の希望大使の設置を推進。地域において、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行う。

（実績）令和３年10月現在　10都県（静岡県、香川県、大分県、神奈川県、愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、岐阜県、長崎県）

認知症本人大使「希望大使」任命イベント～私たちと一緒に希望の輪を広げよう～を令和２年１月20日に開催

■認知症とともに生きる希望宣言
（（一社）日本認知症本人ワーキンググループが作成）

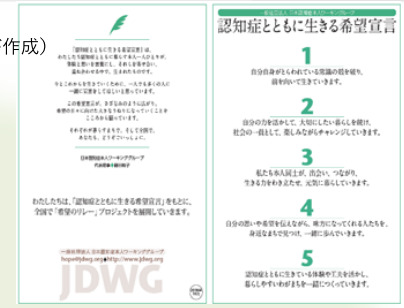

希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加、希望宣言の紹介等を行う

認知症の人からのメッセージ動画 ～「希望の道」認知症とともに歩いていこう～

○　**認知症の人本人が、自らの希望を語り、地域の中でそれを実際に叶えながら生き生きと過ごしている姿を伝える動画を作成**
（令和2、3年度 厚労省委託事業）　**URL:　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html**

日々、自分らしく生きていく。つづけていこう、希望の道を。
認知症とともに歩いていこう。

「希望大使」や「認知症の人と家族の会」「日本認知症本人ワーキンググループ」に協力いただき、全国の認知症の人が自分らしく前向きに認知症とともに生きていく姿を取材しました。

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

都道府県による地域版希望大使の設置の推進

「認知症施策推進大綱」において「認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が努める「キャラバン・メイト大使（仮称）」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。」ことが掲げられたことを踏まえ、令和２年度以降、都道府県知事が委嘱・任命等を行う地域版の希望大使の設置を推進。
地域版の希望大使は、全国版の希望大使と協働・連携しながら、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行う。

全国版希望大使

◆**厚生労働大臣**が任命
・国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
・国際的な会合への参加・希望宣言の紹介等

全国で活躍

地域版希望大使

◆**都道府県知事**が委嘱・任命等
・都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
・**認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力**

（実績）令和３年10月現在 10ヶ所（静岡県、香川県、大分県、神奈川県、 愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、岐阜県、長崎県）

地域で活躍

サポーター養成講座の講師として自らの体験・希望等を発信

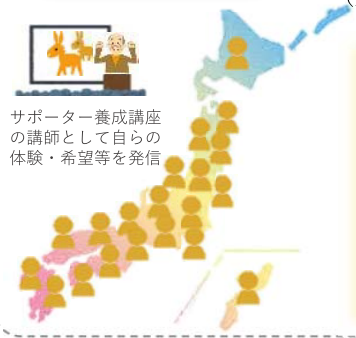

（参考）認知症施策推進大綱（令和元年６月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）抜粋

第２　具体的な施策
１．普及啓発・本人発信支援

（３）認知症の人本人からの発信支援
○　認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使（希望宣言大使（仮称））」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。また、**認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が務める「キャラバン・メイト大使（仮称）」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。**
世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。

◆厚労省ホームページ（希望大使）：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html

本人ミーティングを
知る

本人ミーティングとは何か、何が大切かを伝えている本人

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。
『集って楽しい！』に加えて、本人だからこその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まりです。

★なぜ、本人ミーティングが必要？

本　人	今、地域で起きていること（課題）	地域の人、支援関係者、行政
◆声をよく聴いてもらえない		◆本人の声をよく聴いたことがない
◆わかってくれる人、仲間に出会えない		◆本人のことが、よくわからない
◆世話になる一方はつらい、役立ちたい		◆つきあい方、支え方がよくわからない
◆自分の暮らしに役立つ支えがない		◆本人が地域の中で元気で生きがいをもって暮らし続けるために、どんな（新しい）サービスが必要かわからない
◆生きていく張り合いがない		
◆とじこもる、元気がなくなる		

○本人が仲間と出会い、思いを率直に語れる場/聴く場が、地域にあったら、お互いに、楽に、元気になれる。
○本人が、声をもとに本人と地域の様々な人が一緒に考え活かしていくことでやさしいまちをスムーズにつくれる。

地域の現状を、みんなで一緒に、よりよく変えていこうとして始まったのが、本人ミーティングです。

★本人ミーティングのねらい

○本人ミーティングは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めていくための方法です。

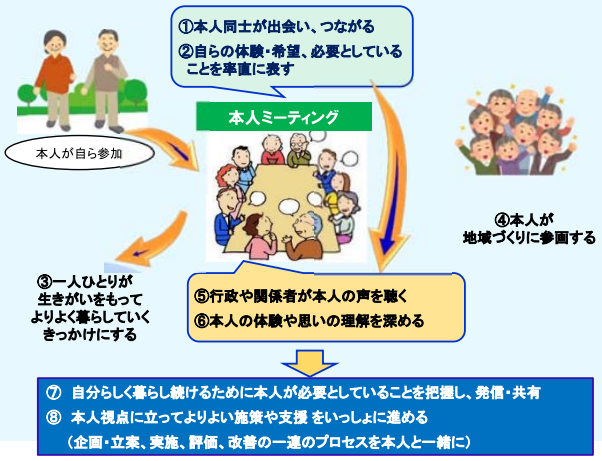

参考

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）【抜粋】

- 認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要と感じていることについて実態調査を行う。
- 認知症の人同士の繋がりを築いて、カフェを超えた地域の中での更なる活動へと繋げていけるような認知症の人の生きがいづくりを支援する取組を推進する。
- 認知症の人やその家族の視点は、本戦略だけでなく、地方自治体レベルで認知症施策を企画・立案し、また、これを評価するに当たっても尊重されることが望ましい。認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための好事例の収集や方法論の研究を進め、これを発信することで全国的な取組を推進していく。

ニッポン一億総活躍プラン【抜粋】

- 認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組みを2020年度までに　全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センターから住民に発信する。

本人の声を起点とした普及啓発を展開

■「本人にとってのよりよい暮らしガイド」

～一足先に認知症になった私たちからあなたへ～

診断直後に認知症の本人が手にし、次の一歩を踏出すことを後押しするような本人にとって役に立つガイドを、認知症当事者の団体である「一般社団法人　日本認知症ワーキンググループ」が作成・配布（2018年10月）

平成29年度老人保健健康増進等事業「認知症診断直後等における認知症の人の視点を重視した支援体制構築推進のための調査研究事業」

■認知症とともに生きる希望宣言

（（一社）日本認知症本人ワーキンググループが作成）

ピアサポーターによる本人支援の推進

○　認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えているため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援（ピアサポート活動支援事業）を実施。

○　認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていく。

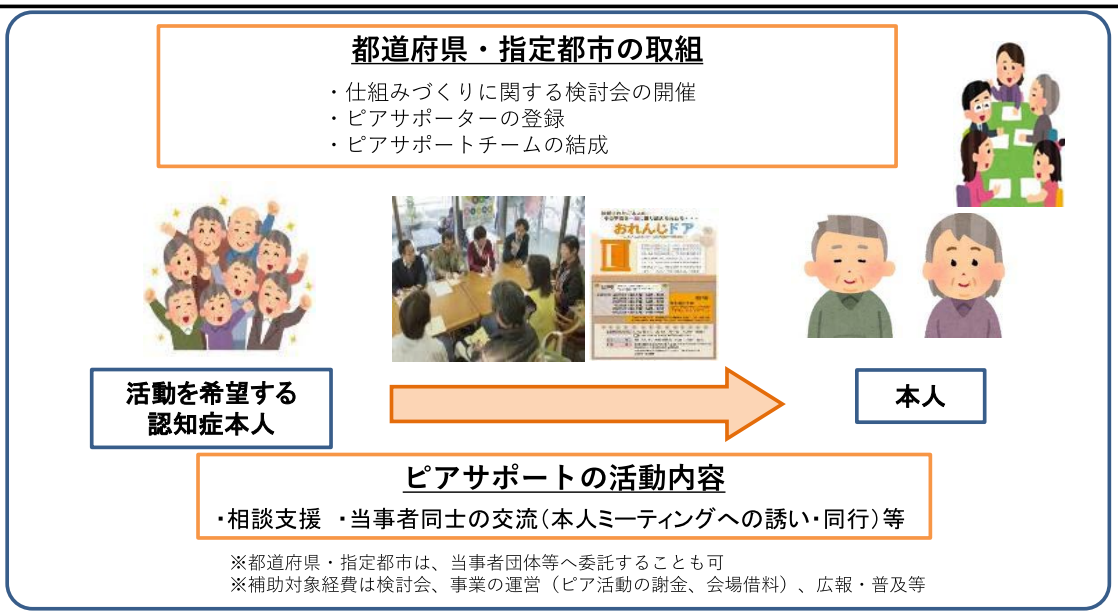

【事業名】ピアサポート活動支援事業　（認知症総合戦略推進事業）
【目　標】２０２５（令和７）年までに全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施
【実　績】１２都県実施（２０２０（令和２）年度末）※認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる

2. 予防

＜認知症施策推進大綱（抜粋）基本的な考え方＞

○　認知症予防には、認知症の発症遅延や発症リスク低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（以下「ＢＰＳＤ」という。）の予防・対応（三次予防）があり、本大綱における「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

○　地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進する。

○　エビデンスの収集・分析を進め、認知症予防のための活動の進め方に関する手引きを作成する。自治体における認知症の予防に資すると考えられる活動事例を収集し横展開を図る。

○　認知症予防に資すると考えられる民間の商品やサービスに関して、評価・認証の仕組みを検討する。

＜主な内容＞

○　「予防」＝「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」

○　「通いの場」の拡充　等
　→　認知症予防に資する可能性のある活動の推進

○　予防に関するエビデンスの収集・分析
　活動事例収集の横展開、活動の手引きの作成　等

予防可能な認知症危険因子の寄与
ランセット認知症予防・介入・ケア委員会による予防効果分析

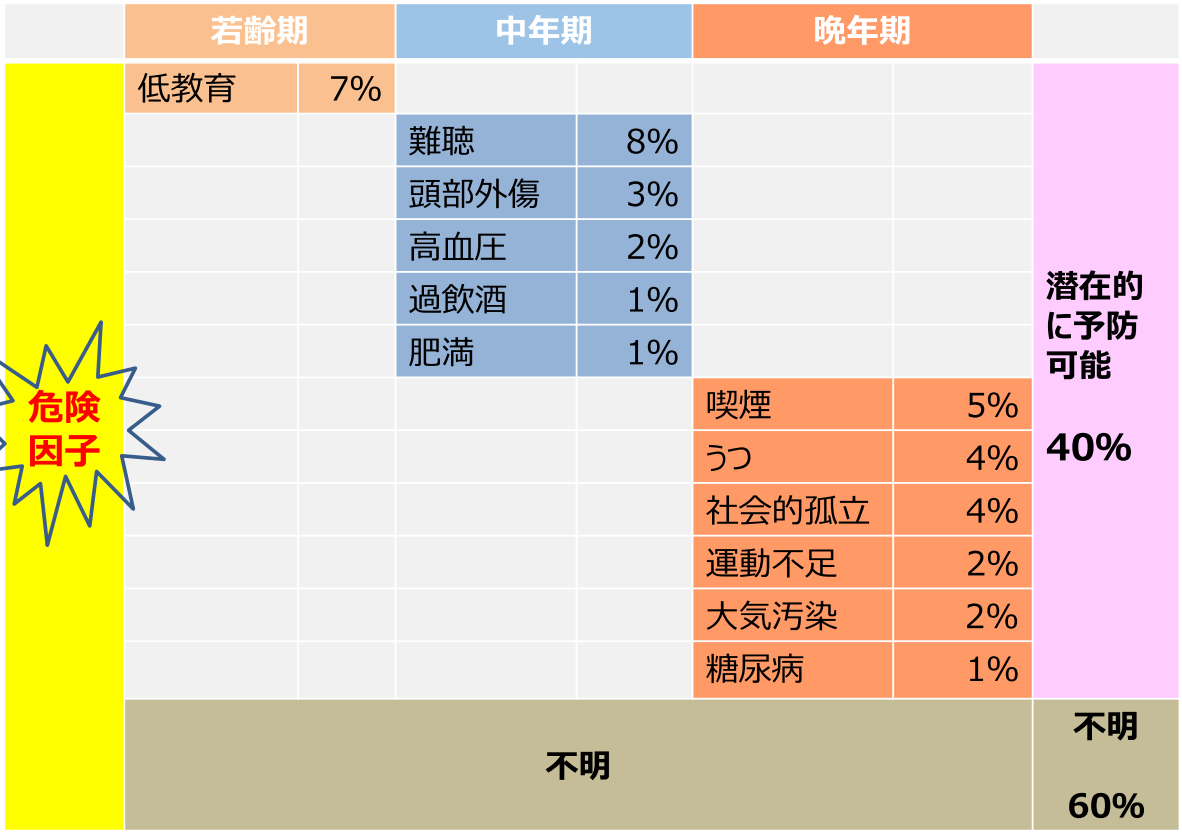

Gill Livingston et al. The Lancet Commissions: Aug,**2020のデータをもとに 作成**

認知機能低下および認知症のリスク低減　WHO ガイドライン概要

- WHOの認知症に対する行動計画(“Global action plan on the public health response to dementia 2017 – 2025”)における取組の一つ。国際的な認知症専門家のグループによって作成、2019年5月発表。(

介入項目	推奨の概要	エビデンスの質	推奨の強さ
身体活動による介入	身体活動は、認知機能正常の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨される。	中	強い
	身体活動は、軽度認知障害の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨してもよい。	低い	条件による
禁煙による介入	禁煙介入は、他の健康上の利点に加えて、認知機能低下と認知症のリスクを低減する可能性があるため、喫煙している成人に対して行われるべきである。	低い	強い
栄養的介入	地中海食は、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨してもよい。	中	条件による
	WHO の健康食に関する推奨に準拠して、健康なバランスのとれた食事は**全ての成人**に対して推奨される。	低い ～ 高い (食事の成分による)	強い
	ビタミンB・E、多価不飽和脂肪酸、複合サプリメントは、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨されない。	中	強い(日本語版注：左記は推奨されない度合いが強いことを示す)
アルコール使用障害への介入	危険で有害な飲酒を減量または中断することを目的とした介入は、他の健康上の利点に加えて、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行われるべきである。	中(観察研究によるエビデンス)	条件による
認知的介入	認知トレーニングは、認知機能正常または軽度認知障害の**高齢者**に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～低い	条件による
社会活動	社会活動と認知機能低下や認知症のリスクの低減との関連については十分なエビデンスはない。ただ、社会参加と社会的な支援は健康と幸福とに強く結びついており、社会的な関わりに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきである。		
体重管理	**中年期**の過体重、または肥満に対する介入は認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～中	条件による
高血圧の管理	高血圧の管理(WHOガイドラインに沿った降圧)は、現行のWHO ガイドラインの基準に従って高血圧のある成人に対して行われるべきである。	低い～高い (介入の種類による)	強い
	高血圧の管理(認知症のリスク低減のための降圧)は、高血圧のある成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い(認知症の転帰に関して)	条件による
糖尿病の管理	糖尿病のある成人に対して、内服やライフスタイルの是正、または両者による糖尿病の管理は現行のWHO のガイドラインの基準に従って行われるべきである。	非常に低い～中(介入の種類による)	強い
	糖尿病の管理は、糖尿病患者に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い	条件による
脂質異常症の管理	脂質異常症の管理は、脂質異常症のある**中年期の成人**において認知機能低下と認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い	条件による
うつ病への対応	現在のところ、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために抗うつ薬の使用を推奨するエビデンスは不十分である。		
	成人に対する抗うつ薬や心理療法を用いるうつ病治療は、現行のWHO mhGAP ガイドラインの基準に従って行われるべきである。		
難聴の管理	認知機能低下や認知症のリスクを低減するために補聴器の使用を推奨するエビデンスは不十分である。		
	WHO ICOPE ガイドラインで推奨されているように、難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである。		

住民主体の通いの場等（地域介護予防活動支援事業）

○ 住民主体の通いの場の取組について、介護予防･日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
○ 通いの場の数や参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少。取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順で多い。

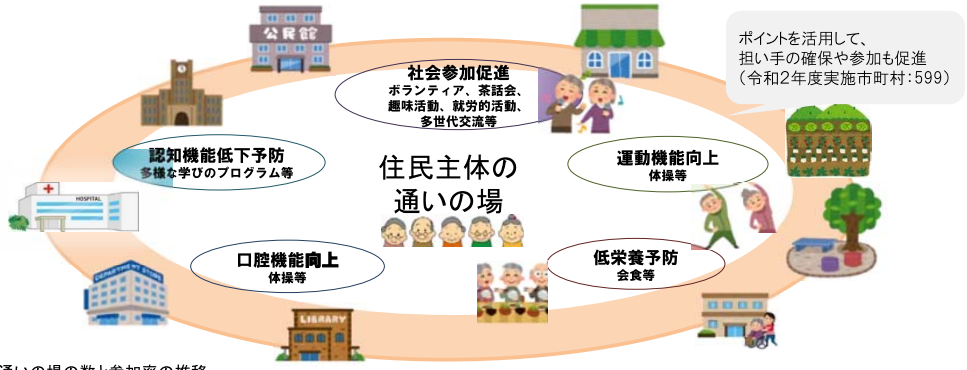

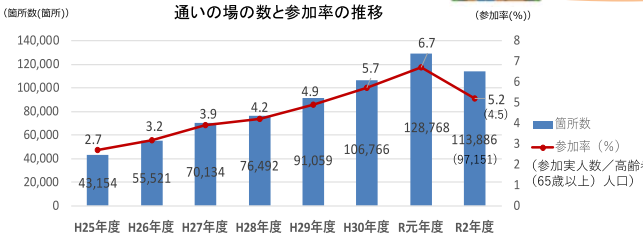

※（ ）内の数値は運営主体が住民のもの。令和元年度までは全て住民主体。

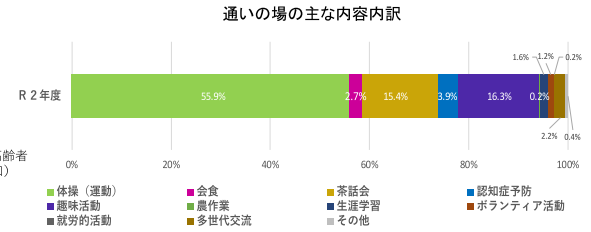

（介護予防･日常生活支援総合事業（地域支援事業）の実施状況（令和2年度実施分）に関する調査）

（参考）事業の位置づけ：介護予防･日常生活支援総合事業
○ 介護予防･生活支援サービス事業　○ 一般介護予防事業
・ 地域介護予防活動支援事業
・ 地域リハビリテーション活動支援事業　等

【財源構成】
国：25%、都道府県：12.5%、市町村12.5%
1号保険料：23%、2号保険料：27%

※認知症施策推進大綱KPI：介護予防に資する通いの場への参加率8%程度

3. 医療･ケア･介護サービス･介護者への支援

＜主な内容＞

○ 早期発見、早期対応の体制整備を更に推進
　→ 連携の強化、質の向上
○ 医療従事者･介護従事者の認知症対応力の向上
○ 介護サービス基盤の整備、生産性の向上
○ 介護者の負担軽減を更に推進
　・ 認知症カフェの推進、家族教室など

＜認知症施策推進大綱（抜粋）　基本的な考え方＞

○ 認知機能低下のある人（軽度認知障害（ＭＣＩ）含む。以下同じ。）や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を図るとともに、これらの間の連携を強化する。

○ 医療・介護従事者の認知症対応力を向上するため研修を実施する。ＩＣＴ化、作成文書の見直し等による介護事業所における生産性の向上や「介護現場革新会議」の基本方針に基づく取組等により、介護現場の業務効率化や環境改善等を進め、介護人材の確保・定着を図る。

○ ＢＰＳＤの対応ガイドラインを作成し周知するなどにより、ＢＰＳＤの予防や適切な対応を推進する。

○ 認知症の人及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェ、家族教室や家族同士のピア活動等の取組を推進し、家族等の負担軽減を図る。

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

＜認知症施策推進大綱（抜粋）　基本的な考え方＞

○　認知機能低下のある人（軽度認知障害（ＭＣＩ）含む。以下同じ。）や、認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の更なる質の向上を図るとともに、これらの間の連携を強化する。

○　医療・介護従事者の認知症対応力を向上するため研修を実施する。ＩＣＴ化、作成文書の見直し等による介護事業所における生産性の向上や「介護現場革新会議」の基本方針に基づく取組等により、介護現場の業務効率化や環境改善等を進め、介護人材の確保・定着を図る。

○　ＢＰＳＤの対応ガイドラインを作成し周知するなどにより、ＢＰＳＤの予防や適切な対応を推進する。

○　認知症の人及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェ、家族教室や家族同士のピア活動等の取組を推進し、家族等の負担軽減を図る。

＜主な内容＞

○　早期発見、早期対応の体制整備を更に推進
　→　連携の強化、質の向上

○　医療従事者・介護従事者の認知症対応力の向上

○　介護サービス基盤の整備、生産性の向上

○　介護者の負担軽減を更に推進
　・　認知症カフェの推進、家族教室など

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

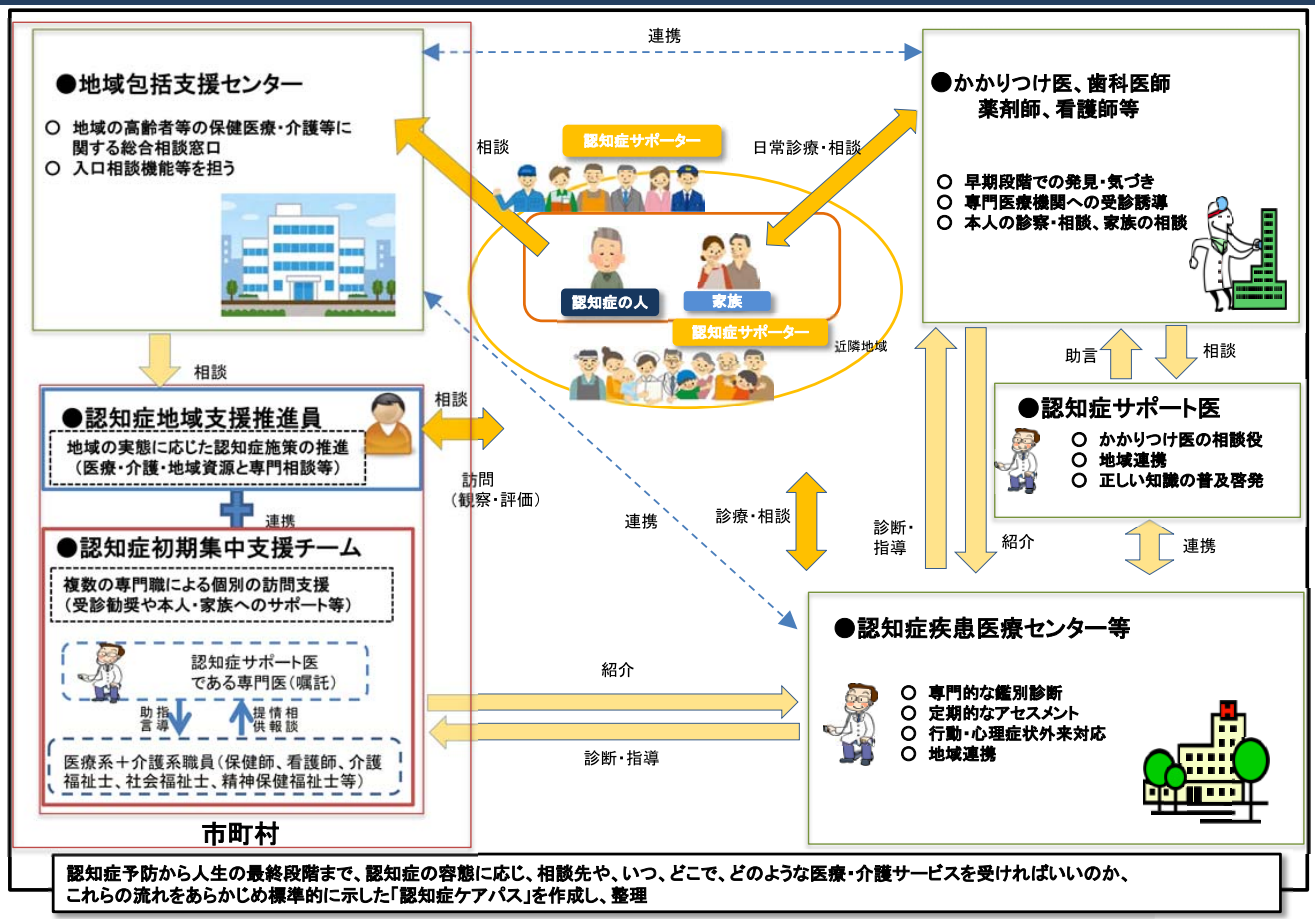

認知症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」を作成し、整理

認知症地域支援推進員

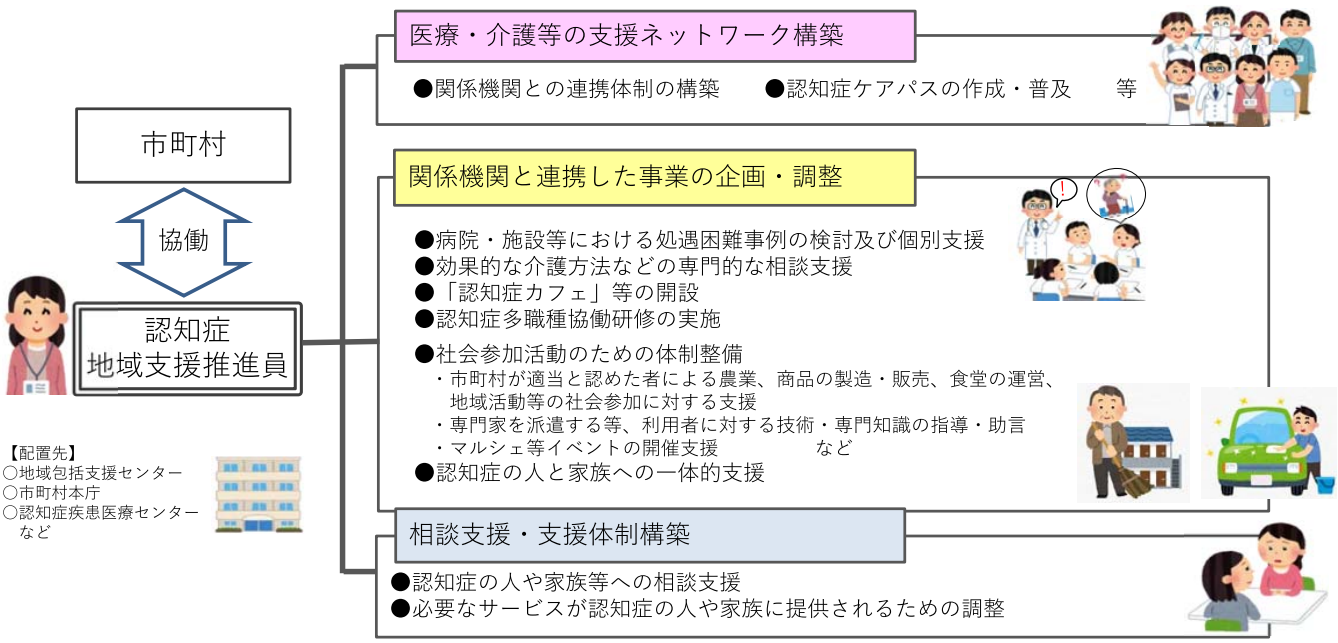

【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業　（地域支援事業）
【目　標】２０２５（令和７）年度
・認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開
・全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講

認知症地域支援推進員の研修受講状況など

○　認知症地域支援推進員（以下「推進員」とする）は、市町村ごとに、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置され、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等への対応等を行っている。
【認知症施策推進大綱：KPI/目標】2025（令和7）年までに、全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講

○　**令和3年度実績調査**　※認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる
・市町村に配置されている推進員の合計は、7,561人
うち、新任者研修を受講済の推進員（令和3年度中に受講予定の者を含む）は、5,903人**（推進員全体の78.1%）**
うち、現任者研修を受講済の推進員（令和3年度中に受講予定の者を含む）は、1,975人**（推進員全体の26.1%）**

●推進員が行う業務の内訳（複数選択可）

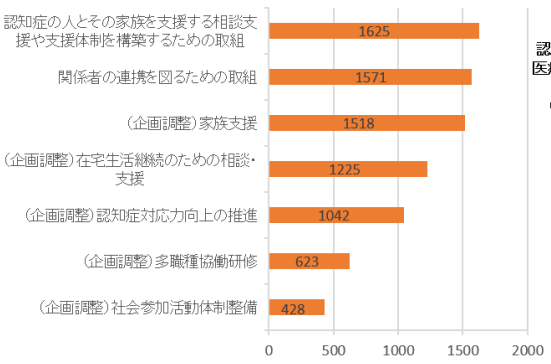

※対象：令和3年度当初に推進員を配置していた市町村（1,715市町村）

●推進員の配置場所（複数選択不可）

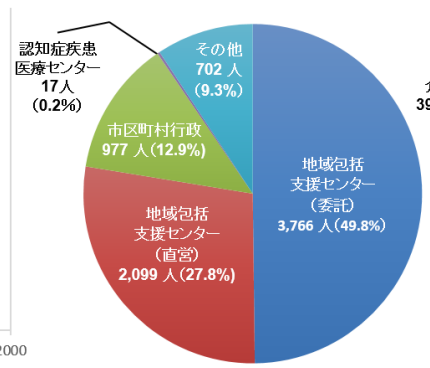

※対象：令和3年度当初に配置された推進員（7,561人）

●推進員の職種（複数選択不可）

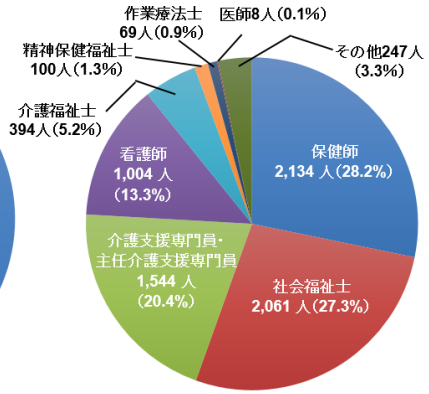

※対象：令和3年度当初に配置された推進員（7,561人）

新 認知症の人と家族への一体的支援の推進

◆　認知症の人とその家族には、これまでそれぞれ個別の支援の充実が図られている一方、ヨーロッパ諸国で実践・展開され有効性が示されている「ミーティングセンター・サポートプログラム」*のように、**認知症の人と家族を一体的に支援し関係調整を図ることの重要性**も明らかになっている。

◆　令和２年度老健事業のモデル事業を踏まえれば、地域の実情に応じた方法により、**認知症の人、家族ともに参加する場で、互いの思いを共有し、関係調整を行う「一体的支援」を行うことが、家族の介護負担感や本人の意欲向上、良好な家族関係の維持にとって有効である可能性**が示唆されている。

◆　そのため、新たに**市町村の実施する認知症の人と家族への一体的支援事業を認知症地域支援推進員の役割の一つに位置づけ、地域支援事業交付金の対象とし、**認知症の人と家族の関係調整を図ることで、**家族の介護負担を軽減し、認知症の人の在宅生活の安定を推進する**。

【予算項目】（項）高齢者日常生活支援等推進費　（目）地域支援事業交付金　（認知症総合支援事業）　【実施主体】 市町村
【負担割合】 国　38.5／100　都道府県　19.25／100　市町村　19.25／100　１号保険料　23／100

認知症の人と家族への一体的支援事業

◆一体的支援プログラムには、認知症の人と家族が一緒に参加。
◆例えば、第１部：①認知症の人（本人）の希望に基づく主体的なアクティビティの実施や本人同士が語り合う**本人支援**
②家族同士が専門家等と語り合うことで、心理的支援と情報提供などの教育的支援を行う**家族支援**
第２部：③認知症の人と家族が共に活動する時間を設け、他の家族や地域との交流を行う**一体的支援**
を一連の活動として行うプログラムを実施することにより、スタッフが仲介役となり、認知症の人と家族の思いをつなぎ、ともに気付き合う場を提供し、在宅生活の継続を支援する。

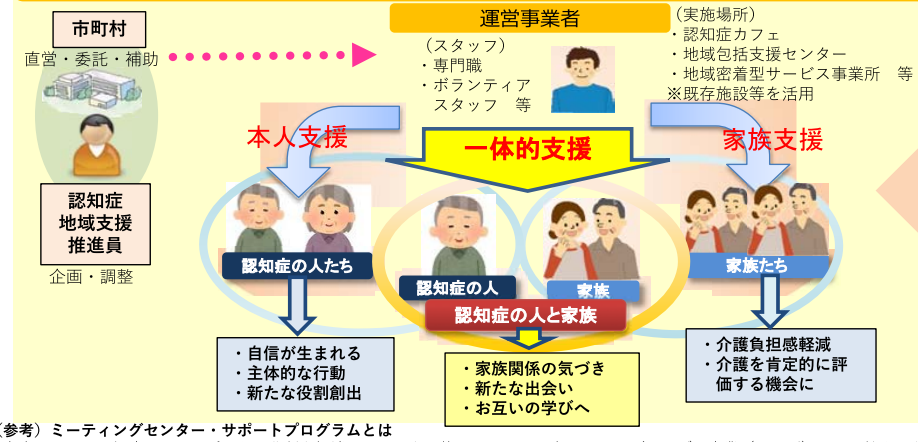

事業の基本的な流れ

●本人と家族が一組となり、二組以上で実施

●開催は月１、２回程度

●①本人（同士）への支援、②家族（同士）への支援、③本人・家族両者の交流支援（一体的支援）を一連の活動として行うプログラムを実施。

●プログラム実施による満足度、効果等を市町村へ報告

●「認知症地域支援推進員」が企画・調整に関わるものとするが、運営主体（委託先）は実情に応じて設定可。

*（参考）ミーティングセンター・サポートプログラムとは
在宅における認知症ケアのサポートの分断を解消することを目的として、1993年にオランダでモデル事業（２ヶ所）として始まった。その実践の有用性が確認され、オランダ国内（144ヶ所）外にまで広がっている。ミーティングセンターの柱は、「認知症の人のプログラム（ソーシャルクラブ）」「家族介護者のミーティング」「両者へのコンサルティングと社会活動」である。

認知症初期集中支援チーム

○　複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、**アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね６ヶ月）に行い**、自立生活のサポートを行うチーム

●認知症初期集中支援チームのメンバー

医療と介護の専門職
（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）

認知症サポート医である医師（嘱託）

●配置場所　地域包括支援センター等

診療所、病院、認知症疾患医療センター
市町村の本庁

対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

◆ 医療･介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
（ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない人
（イ）継続的な医療サービスを受けていない人
（ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない人
（エ）診断されたが介護サービスが中断している人
◆ 医療･介護サービスを受けているが認知症の行動･心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

設置状況

※R3年度認知症施策地域介護推進課実施状況調べによる

実施市町村数	設置チーム数	チーム員総数	平均チーム員数
1,741市町村	2,509チーム	16,962人	6.8人

Ｒ１.9月末、全市町村に設置
【認知症施策推進大綱：KPI/目標】(2025年度末)
訪問実人数全国で年間 40,000件
医療・介護サービスにつながった者の割合 65%
【実　績】
訪問実人数：16,353件
医療サービスにつながった者：79.6%
介護サービスにつながった者：66.9%

設置場所

チーム員の職種

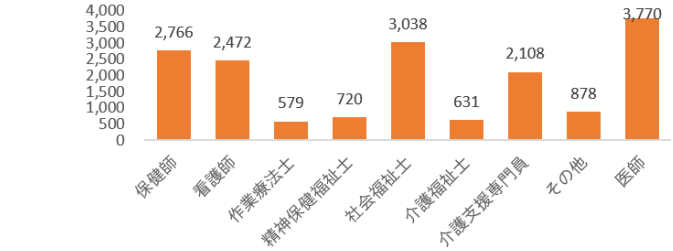

認知症疾患医療センター運営事業

○認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業（H20年度創設）
○本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する「事業の着実な実施に向けた取組」なども実施
○実施主体：都道府県・指定都市（病院または診療所を指定）
○設置数：全国に**４８８カ所**（令和３年10月現在）【認知症施策推進大綱：KPI/目標】全国で500カ所、2次医療圏ごとに１カ所以上（2020年度末）

		基幹型	地域型	連携型
主な医療機関		総合病院、大学病院等	精神科病院、一般病院	診療所、一般病院
設置数（令和３年10月現在）		１７カ所	３８４カ所	８７カ所
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師　（１名以上） ・臨床心理技術者　（１名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（２名以上）	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師　（１名以上） ・臨床心理技術者　（１名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（２名以上）	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師　（１名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等　（１名以上）
	検査体制（※他の医療機関との連携で可）	・ＣＴ ・ＭＲＩ ・ＳＰＥＣＴ（※）	・ＣＴ ・ＭＲＩ（※） ・ＳＰＥＣＴ（※）	・ＣＴ（※） ・ＭＲＩ（※） ・ＳＰＥＣＴ（※）
	ＢＰＳＤ・身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保 ※急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可	急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可	
	医療相談室の設置	必須		－
地域連携機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化　等		
診断後等支援機能		・診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催		
事業の着実な実施に向けた取組の推進		都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与	※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施	

認知症ケアに携わる人材育成のための研修

◆　認知症高齢者に対するより適切なケア・サービス提供のために、
- 介護従事者を対象とする９研修
- 医療従事者を対象とする８研修
- 認知症総合支援事業に携わる者を対象とする３研修

を実施しているところ。

◆　このうち介護従事者を対象とする３研修については、都道府県等の一般財源で対応。その他の研修については、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の助成対象。

地域医療介護総合確保基金・１３７億円の内数

介護従事者を対象とする研修
- ○ 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ○ 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ○ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ○ 認知症介護指導者フォローアップ研修
- ○ 認知症介護基礎研修
- ○ 効果的な認知症ケアのための認知症対応力向上研修

医療従事者を対象とする研修
- ○ 認知症サポート医養成研修
- ○ 認知症サポート医フォローアップ研修
- ○ かかりつけ医認知症対応力向上研修
- ○ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- ○ 歯科医師の認知症対応力向上研修
- ○ 薬剤師の認知症対応力向上研修
- ○ 看護職員の認知症対応力向上研修
- ○ 病院勤務以外の看護師等の認知症対応力向上研修

認知症総合支援事業関係研修
- ○ 認知症初期集中支援チーム員研修
- ○ 認知症地域支援推進員研修
- ○ チームオレンジコーディネーター研修等

一般財源

介護従事者を対象とする研修
- ○ 認知症介護実践者研修
- ○ 認知症介護実践リーダー研修
- ○ 認知症介護指導者養成研修

認知症カフェ

○　認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

【認知症施策推進大綱：KPI／目標】認知症カフェを全市町村に普及（2020年度末）

【実施状況】2020（令和2）年度実績調査

・**47都道府県1,518市町村（87.2%）にて、7,737カフェが運営**されている。
・設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

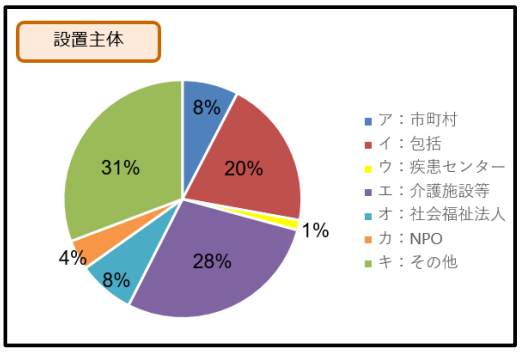

【認知症カフェの概要】

○　1～2回／月程度の頻度で開催（2時間程度／回）
○　多くは、通所介護施設や公民館等を活用
○　活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している場合もある。
○効果
・認知症の人　→　自ら活動し、楽しめる場所
・家族　→　わかり合える人と出会う場所
・専門職　→　人としてふれあえる場所（認知症の人の体調の把握が可能）
・地域住民　→　つながりの再構築の場所（住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場）

オンライン等を活用した認知症カフェ企画運営・参加の手引書

【運営者向けの手引書】

【参加者（本人・家族）向けの手引書】

◆ 掲載先

① 厚労省ホームページ　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167800.html

② DC－NET「家族支援と認知症カフェ」のページ　https://www.dcnet.gr.jp/support/cafe/index.php

DCnet 認知症介護情報ネットワーク Dementia Care Information Network　→　家族支援と認知症カフェ

（参考）DC－NET　ページ閲覧数　**2,247回**（2020年11月～2021年2月）
手引書ダウンロード回数　**運営者向け　809回**
参加者向け　456回

4．認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

＜認知症施策推進大綱（抜粋）基本的考え方＞

○　移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進する。

○　認知症に関する取組を実施している企業等に対する認証や表彰制度の創設を検討するとともに、認知症バリアフリーな商品・サービスの開発を促す。

○　交通安全、地域支援の強化、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止、虐待防止等の施策を推進する。

○　若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じるようにするとともに、企業やハローワーク等と連携した就労継続の支援を行う。

○　介護保険法に基づく地域支援事業等の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進する。

＜主な内容＞

○　日常生活の様々な場面での障壁をなくす「認知症バリアフリー」の取組を官民で推進
- 新たに設置した官民協議会
- 好事例の収集やガイドライン、企業等の認証制度の検討

○　若年性認知症支援コーディネーターによる支援を推進

○　認知症の人の社会参加促進の取組を強化

チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（※）を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

（※）認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域支援事業交付金）
【認知症施策推進大綱：KPI／目標】２０２５（令和７）年
・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備

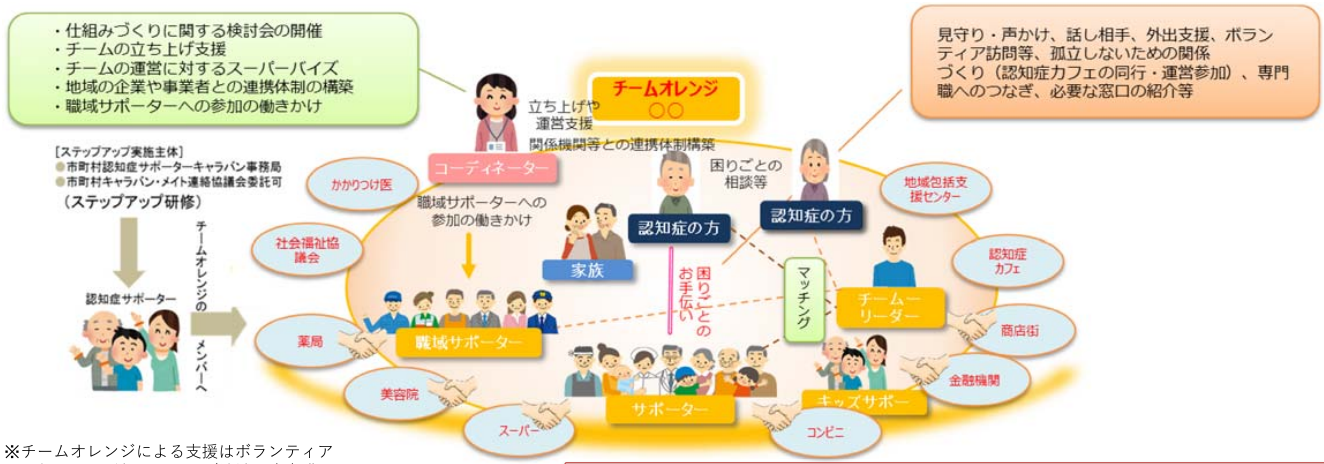

※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

チームオレンジ三つの基本
①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
②認知症の人もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

日本認知症官民協議会

○　認知症に係る諸問題への対応が社会全体で求められているという共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組みを推進することを目指すために2019年（平成31年）４月22日に設立。2021年（令和3年）3月25日に第1回総会（オンライン）開催。

日本認知症官民協議会

○経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業界団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。

○協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

認知症イノベーションアライアンスWG　経済産業省

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた議論を実施。

認知症バリアフリーWG　厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。

○**令和2年度**は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『**認知症バリアフリー社会実現のための手引き**』を作成（金融、住宅、小売、レジャー・生活関連の４業種）
○**令和3年度**は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『**留意事項集**』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて**認知症バリアフリー宣言制度**を本格**実施**。

○**令和４年度**は、認知症バリアフリーの取組を広げるため、**未作成の業種の手引きを作成**予定。また、**認知症バリアフリー宣言制度の運用**を行うとともに、**認証制度・表彰制度のあり方の検討**を行う予定。

認知症の人への接遇に関する手引き『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』＆ 留意事項集

令和2年度の成果

『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』作

認知症の人と接する機会の多い業態の中から、「金融」「住宅」「小売」「レジャー・生活関連」の４業種を選定し、認知症の人への接遇に関する手引きを作成・公表。

令和3年度の取組

個々の企業のマニュアル作成を支援する「留意事項集」を作成

企業ごとの業務内容や地域の特性等により求められる対応は異なることが想定されること、また、個々の企業が地域において果たす役割や社内制度の整備を明示する観点などから、上記手引きを参考としつつ、企業独自のマニュアルを作成することがより望ましい。

そのため、企業が独自のマニュアルを作成する上での記載例やその留意事項を整理した『留意事項集』を作成。

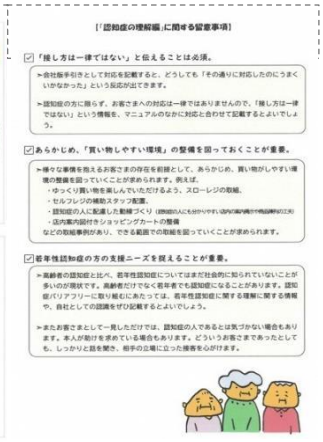

認知症バリアフリー宣言制度

○　認知症バリアフリーに向けた取組を行おうとしている企業・団体等が、自らWeb上で「認知症バリアフリー宣言企業」として宣言を行うことを通じて、認知症の人やその家族の方々にとって安心して店舗やサービス・商品を利用できる環境の整備などに努めるとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とした制度

認知症バリアフリー宣言試行事業参加企業のうち、宣言制度実施企業一覧

	業種	企業名	本社所在地
1	金融・銀行	三井住友銀行 株式会社	東京都千代田区
2	金融・銀行	株式会社 七十七銀行	宮城県仙台市
3	金融・銀行	株式会社 福井銀行	福井県福井市
4	金融・信金	但陽信用金庫	兵庫県加古川市
5	金融・信託銀行	三井住友信託銀行 株式会社	東京都千代田区
6	金融・証券	岡三にいがた証券 株式会社	新潟県長岡市
7	金融・生保	太陽生命保険 株式会社	東京都中央区
8	金融・生保	フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区
9	金融・生保	住友生命保険相互会社	大阪府大阪市
10	金融・生保	日本生命保険相互会社	東京都千代田区
11	金融・生保	朝日生命保険相互会社	東京都新宿区
12	金融・損保	損害保険ジャパン 株式会社	東京都新宿区
13	介護	社会福祉法人 敬愛園	福岡県福岡市
14	介護	社会福祉法人 晋栄福祉会	大阪府門真市
15	介護	株式会社 大起エンゼルヘルプ	東京都荒川区
16	小売	株式会社 イトーヨーカ堂	東京都千代田区
17	警備	アーバン警備保障 株式会社	大阪府守口市
18	住宅管理	株式会社 リビングコミュニティ	東京都世田谷区

※　令和4年3月23日以降、右記の認知症バリアフリー宣言ポータルサイトの申請用フォームからWeb上で申請可能

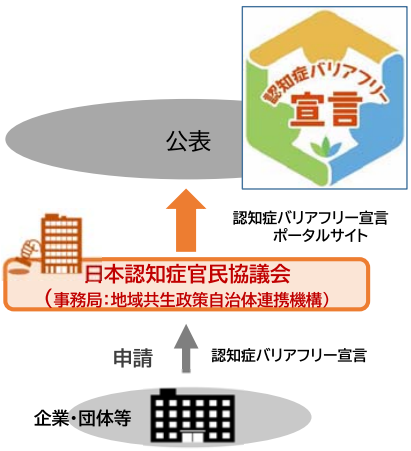

詳しくはこちらを
ご覧ください

☞ 認知症バリアフリー宣言ポータル
https://ninchisho-barrierfree.jp/

認知症バリアフリー宣言・認証制度

認知症施策推進大綱
（令和元年６月18日　認知症施策推進関係閣僚会議決定）

基本的考え方

認知症に関する取組を実施している企業等に対する**認証や表彰制度の創設を検討**する

○認知症に関する取組を実施している企業等の認証制度や表彰

「認知症バリアフリー宣言（仮称）」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する**認証の仕組みを検討**する。

＜ＫＰＩ／目標＞

認知症バリアフリー宣言件数・認証制度応募件数・認証件数（認知症バリアフリー宣言、認証制度の仕組みの検討結果を踏まえて検討）

【認知症バリアフリー宣言制度】

＜令和３年度＞
○　**試行事業の実施及びスキーム構築**：試行事業を実施（19企業・団体）するとともに、その結果等を踏まえ、宣言制度のスキームを構築。
　申請から公表までを行うポータルサイトの構築、ロゴマークの作成も行った。

＜令和４年度＞
○　**制度の運用及びメンテナンス**：構築した宣言制度を適切に運用していくとともに、申請・登録・公表の仕組やポータルサイトの改善等について必要な検討を行う。
○　**制度の周知・広報**：制度の認知度向上に向けた周知・啓発を実施。

【認知症バリアフリー認証・表彰制度】

＜令和３年度＞
○　**認証制度のあり方の検討に当たっての論点整理**：宣言制度の試行事業の実施結果やアンケート結果等を踏まえ、認証制度のあり方を検討するに当たっての論点（導入・運営コストと質確保の両立の必要性、書類審査等の実運用の業務量、認証制度の前提としての宣言制度の継続的普及・拡大　等）を整理。

＜令和４年度＞
○　**認証制度のあり方の検討**：導入・運営コストの低減化と質確保の両立等、認証制度のあり方について検討を行う。
○　**表彰制度のあり方の検討**：認知症バリアフリーに向けた取組やPRを積極的に実施している企業等を表彰する制度のあり方について検討を行う。

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築

・年々、認知症高齢者の行方不明者数は、増加している状況
・行方不明を防ぎ、安心して外出できる地域をつくっていくことは、すべての自治体にとって重要な課題
・全国各地で様々な取組が行われているが、相互に情報共有が進んでいない状況

「見守り・SOS体制づくり基本パッケージ・ガイド」を作成
先行地域の取組事例を交えながら、見守り体制を構築するための指針を自治体向けに作成

※基本パッケージをフロー図で紹介

平成29年度老人保健健康増進等事業「認知症の人の行方不明や事故等の未然防止のための見守り体制構築に関する調査研究事業」

認知症の人が安心して暮らせる地域に向けて

行方不明を防ぐ・見つける
市区町村・地域による取組事例

平成29年1月

厚 生 労 働 省

市区町村・地域による取組事例一覧

NO	地域名	テーマ	担当部署
1	北海道 釧路市	官民協働で「命を守る」仕組みを持続的に拡充 ～見守りから早期発見・アフターケアまで～	釧路市福祉部 介護高齢課 高齢福祉担当
2	岩手県 矢巾町	矢巾わんわんパトロール隊（わんパト隊） ～いつものお散歩で「さり気なく」地域を見守るワン！～	矢巾町 地域包括支援センター
3	新潟県 湯沢町	探索アクションミーティングで地域に根差した模擬訓練 ～本人・家族目線のやさしい探索ネットワーク～	湯沢町 地域包括支援センター
4	群馬県 沼田市	命の宝探し：小学生や地元FM局も捜索に協力 ～「認知症にやさしい地域づくりネットワーク」～	沼田市高齢福祉課 介護予防係
5	群馬県 高崎市	GPS機器の貸出から捜索・保護までを無償にし救援を促進 ～はいかい高齢者救援システム～	高崎市介護保険課
6	東京都 大田区	見守りキーホルダーで自ら備え支え合う： 地域包括支援センターを核とした高齢者支え合いネットワーク	大田区高齢福祉課
7	愛知県 名古屋市	登録・メール配信システムを通じて都市部地域での啓発と早期発見を推進 ～はいかい高齢者おかえり支援事業～	名古屋市 地域ケア推進課
8	京都府 京都市 岩倉圏域	交通機関や地域の人たちと模擬訓練を重ね活きた仕組みを創る ～“認知症になっても外出をあきらめない”地域に向けて～	京都市岩倉 地域包括支援センター
9	兵庫県 川西市	住民の自発的活動を中核に各地域包括支援センターが 地域ケア会議を活かして見守り・SOSネットワークを拡充	川西市中央 地域包括支援センター
10	兵庫県 加東市	利用しやすく、一人ひとりの安心・安全を守るネットワークを地域の人たちと作り出す ～加東市ひとり外出見守り・徘徊SOSネットワーク事業～	加東市高齢介護課 地域包括支援センター
11	福岡県 大牟田市	認知症でも安心して外出できるまちづくり ～子供から年長者まで、安心なわが町を自分たちが創りつづける～	大牟田市保健福祉部 長寿社会推進課

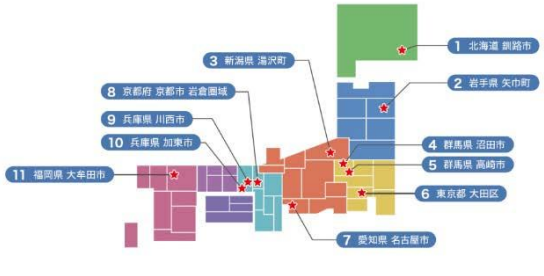

権利擁護人材育成事業の概要

１．事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

（１）権利擁護人材の養成研修の実施

・　成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上保護等の支援を行う「市民後見人」を養成

（２）権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

・　家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援

・　弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

２．事業創設年度　　平成２７年度（平成23年～26年は市民後見推進事業において実施）

３．令和４年度予算　　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）１３７億円の内数

４．事業実施状況（令和２年度実績：２７２自治体）　【負担割合】国２／３　都道府県１／３

・市民後見人の養成：１８３自治体
・日常生活自立支援事業との連携：８２自治体
・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦：８６自治体
・市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導：１３０自治体
・専門職との連携体制の構築（専門職との連絡会議の開催など）：１４８自治体
・実務的支援組織（成年後見支援センター等）の設置：１０４自治体

若年性認知症実態調査結果概要（R2.3）

○全国における若年性認知症者数は、**3.57万人と推計**　（前回調査（H21.3）3.78万人）※
○18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は、50.9人（前回調査（H21.3）47.6人）

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

（表）年齢階層別若年性認知症有病率（推計）

	人口10万人当たり有病率（人）		
年齢	男	女	総数
18～29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			**50.9**

（図）若年性認知症（調査時65歳未満）の基礎疾患の内訳

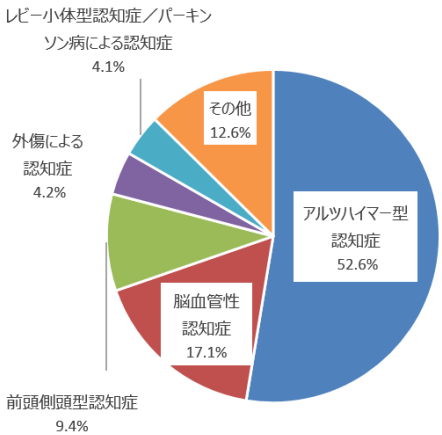

主な調査結果

- 最初に気づいた症状は「もの忘れ」が最も多く（66.6%）、「職場や家事などでのミス」（38.8%）「怒りっぽくなった」（23.2%）がこれに続いた。
- 若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の約３割が介護保険を申請しておらず、主な理由は「必要を感じない」（39.2%）「サービスについて知らない」（19.4%）、「利用したいサービスがない」（13.0%）「家族がいるから大丈夫」（12.2%）であった。
- 調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

調査対象及び方法

全国12地域（札幌市，秋田県，山形県，福島県，群馬県，茨城県，東京4区，山梨県，新潟県，名古屋市，大阪4市，愛媛県）の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙票調査を実施（一次調査）。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙票調査を実施（二次調査）。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施（三次調査）。

出典：日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」（令和２年３月）

若年性認知症の人への支援

■相談（相談窓口）■
①本人や家族との悩みの共有
②同行受診を含む受診勧奨
③利用できる制度、サービスの紹介や手続き支援
④本人、家族が交流できる居場所づくり

■支援ネットワークづくり■
・ワンストップの相談窓口の役割を果たすため、医療・介護・福祉・労働等の関係者による支援体制（ネットワーク）の構築
・ネットワークにおける情報共有、ケース会議の開催、普及啓発等

■普及・啓発■
・支援者・関係者への研修会の開催等
・企業や福祉施設等の理解を促進するためのパンフレット作成など

これらの支援を一体的に行うために
若年性認知症支援コーディネーター
を各都道府県に配置

若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援

①若年性認知症の人との意見交換会の開催等を通じた若年性認知症の人のニーズ把握
②若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり
③産業医や事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知
④企業における就業上の措置等の適切な実施など治療と仕事の両立支援の取組の促進
⑤若年性認知症の人がハローワークによる支援等が利用可能であることの周知　　等

【目標】2025（令和7）年度

・全若年性認知症支援コーディネーターが初任者研修・フォローアップ研修を受講
・全国若年性認知症支援センターがコーディネーターから受ける相談件数の増加

若年性認知症支援コーディネーターによる支援

概　要

若年性認知症は、いわゆる現役世代が発症するが、若年性認知症に対する理解が不足し、診断される前に症状が進行し社会生活が事実上困難となることなどが指摘されている。このため、若年性認知症に関する相談から医療・福祉・就労の総合的な支援を実施することにより、現役世代である若年性認知症の方への支援に当たり、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援方策の構築を図る。

事業内容　（認知症総合戦略推進事業）

全国１カ所　・・・（１）若年性認知症コールセンターの運営、若年性認知症支援コーディネーターに対する研修・相談支援など
都道府県・指定都市　・・・（２）若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等によるニーズ把握
（３）若年性認知症支援コーディネーターの設置に伴う個別相談
（４）若年性認知症自立支援ネットワークの構築
（５）社会参加活動のための居場所づくりの推進

都道府県・指定都市

実施
若年性認知症実態調査およびご本人・ご家族からのヒアリング等　⇒　課題・ニーズの把握
フィードバック
若年性認知症支援コーディネーターの設置
ネットワークの構築
・ネットワーク会議の開催、普及啓発
・支援者への研修会の開催　　等
個別相談
①悩みの共有
②受診勧奨
③利用できる制度・サービスの紹介
④本人・家族が交流できる居場所づくり
⑤本人の社会参加活動のための場の提供
実施（事業内容によって一部運営委託）

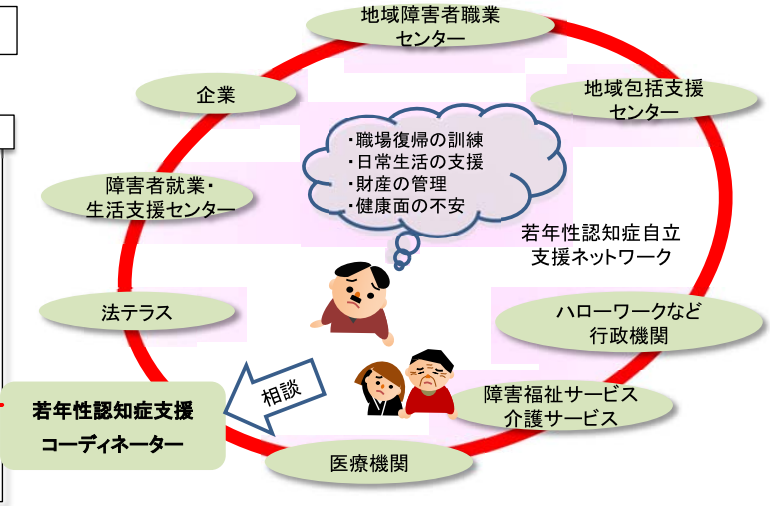

若年性認知症支援コーディネーターのための
「情報共有システム」概要

システムの構成

① 相談記録システム	② 支援事例共有システム	③ 掲示板機能
個別支援の記録、登録、集計・分析	様々な支援事例の共有	情報交換

・3つの機能により、支援コーディネーターの業務をサポート
・行政担当者も活動情報を共有でき、連携・協働に活用

① 相談記録
効率化、実態把握

〇共通記録シートを活用、簡易なPC入力と報告のシステム化により、記録や報告業務を効率化

・必要事項を網羅した入力様式を活用
・相談件数等の集計・報告をシステム化
・集計データを活用し、実態把握と分析による課題等の明確化が可能

報告データからは個人情報を除外

支援内容分析例

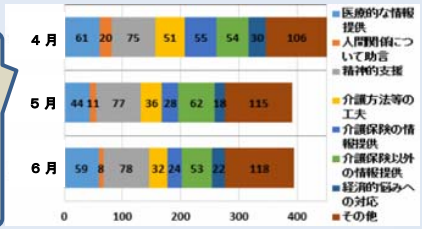

② 支援事例共有

〇支援好事例や困難事例を共有

・支援方法、困難事例への対応力強化
・一般就労、福祉的就労、居場所、介護保険、その他でカテゴリー検索可

対応力向上

支援コーディネーターの活動には
行政の支援が不可欠、積極的な活用を！

③ 掲示板
連携強化

〇研修会・啓発資料等の活動情報を共有

・行政担当者、支援コーディネーターの連携の場として活用
・業務企画運営の参考資料掲載
　研修会・セミナー情報、啓発用資料など
　※地図上で都道府県別に検索機能
・相談記録データの集計速報掲載

※システムは認知症介護研究・研修大府センター（全国若年性認知症支援センター）が管理

若年性認知症の人への支援強化、対応力向上

若年性認知症の方が利用できる就労支援サービス

若年性認知症の方の就労のためのサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施しています。

◎ 若年性認知症の方が利用できる支援施策

■ ハローワークにおける職業相談・職業紹介

個々の求職者の状況に応じた、きめ細かな職業相談を実施するとともに、ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関等など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施しています。

➢ 相談窓口　公共職業安定所（ハローワーク）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

■ 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

ジョブコーチが職場に出向いて、きめ細かな直接的・専門的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適応するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の従業員に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害者の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案します。

➢相談窓口　地域障害者職業センター　　https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html

■ 地域障害者職業センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1カ所（＋5カ所の支所）が設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、ご本人や事業主に対して、専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

➢ 相談窓口　地域障害者職業センター　　https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html

■ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行っています（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。

➢相談窓口　障害者就業・生活支援センター　　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18012.html

■ 各種助成金の活用（※障害者手帳取得者など）

・障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります（※障害者手帳所持者など）。
➢相談窓口　都道府県労働局　https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html
➢公共職業安定所　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork
・事業主が障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合に、事業主に対して助成されます（※障害者手帳所持者）。
➢相談窓口　独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構　都道府県支部　https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html

都道府県・市町村における見守り支援実施状況

【都道府県】

都道府県が実施主体となって構築される広域の見守りネットワークにおける連携の実施状況

01北海道	2:令和3年度中に実施（予定）
02青森県	1:実施している
03岩手県	1:実施している
04宮城県	1:実施している
05秋田県	4:実施の予定なし
06山形県	1:実施している
07福島県	3:令和4年度以降に実施（予定）
08茨城県	1:実施している
09栃木県	4:実施の予定なし
10群馬県	1:実施している
11埼玉県	1:実施している
12千葉県	1:実施している
13東京都	1:実施している
14神奈川県	1:実施している
15新潟県	1:実施している
16富山県	1:実施している
17石川県	1:実施している
18福井県	1:実施している
19山梨県	1:実施している
20長野県	1:実施している
21岐阜県	1:実施している
22静岡県	1:実施している
23愛知県	1:実施している
24三重県	1:実施している
25滋賀県	1:実施している
26京都府	1:実施している
27大阪府	1:実施している
28兵庫県	1:実施している
29奈良県	1:実施している
30和歌山県	1:実施している
31鳥取県	1:実施している
32島根県	1:実施している
33岡山県	1:実施している
34広島県	1:実施している
35山口県	1:実施している
36徳島県	1:実施している
37香川県	1:実施している
38愛媛県	1:実施している
39高知県	1:実施している
40福岡県	1:実施している
41佐賀県	4:実施の予定なし
42長崎県	1:実施している
43熊本県	1:実施している
44大分県	1:実施している
45宮崎県	4:実施の予定なし
46鹿児島県	4:実施の予定なし
47沖縄県	1:実施している

【市町村】

1．認知症高齢者見守り事業について

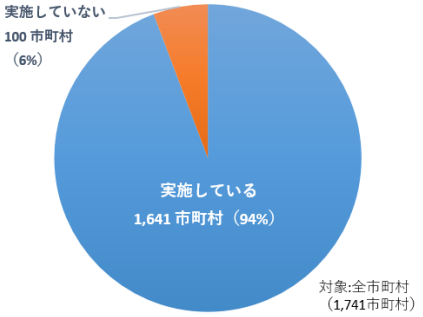

2．見守りに関するネットワークの構築について

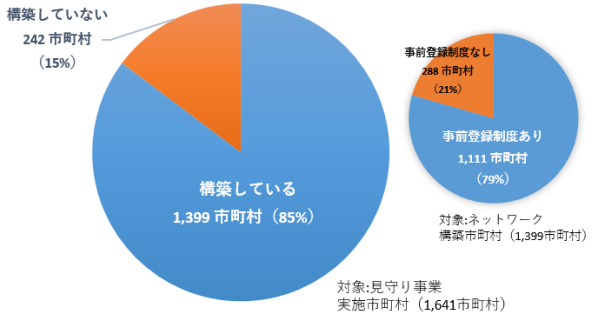

3．GPS等の探知システムの活用について

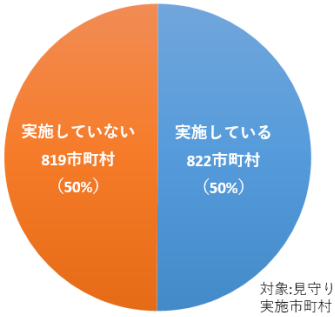

4．活用している探知システムの種別について

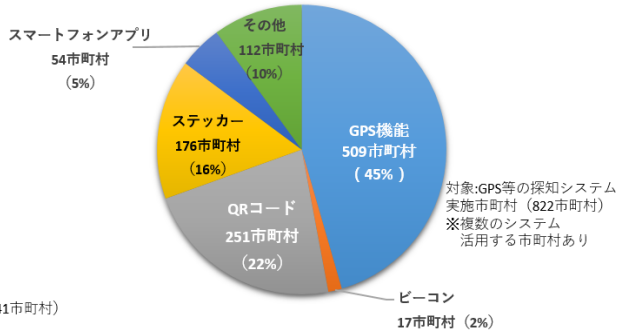

※ 認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる（令和３年４月１日時点）

５．研究開発・産業促進・国際展開

＜認知症施策推進大綱（抜粋）　基本的考え方＞

○　認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発を進める。

○　認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の検証、評価指標の確立を図る。

○　認知症の人等の研究・治験への登録の仕組みの構築等を進める。これらの成果を、認知症の早期発見・期対応や診断法の確立、根本的治療薬や予防法の開発につなげていく。

○　安定的に研究を継続する仕組みを構築する。

○　研究開発の成果の産業化を進めるとともに、「アジア健康構想」の枠組みも活用して介護サービス等の国際展開を推進する。

○　認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発を更に推進。
・ コホート研究、バイオマーカーの開発など

認知症に関する研究の取組の充実

認知症施策推進大綱で掲げられた研究にかかる「ＫＰＩ/目標」

- 認知症のバイオマーカーの開発・確立（ＰＯＣ取得３件以上）
- 日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
- 認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- 薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

認知症研究の推進　令和４年度予算額（令和３年度当初予算額）：12億円（12億円）※+60,405千円

大綱に掲げられた2025年に向けた目標を達成するため、認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究等に必要な予算の拡充を行い、また認知症政策の推進に資する調査研究をあわせて令和4年度予算には、**12.4 億円（+0.6億円）を計上。**

（主な研究内容）

- **◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ**
  - ・大規模認知症コホート研究
  - ・認知症ステージ別コホート研究
  - ・薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築する研究
- **◆ バイオマーカー研究**
  - ・認知症診断に資するバイオマーカー研究
- **◆ 病態解明を目指した研究**
  - ・認知症ゲノム研究
  - ・若年性優性遺伝性アルツハイマー病者に対する研究
- **◆ 認知症施策の推進に資する調査研究**
  - ・軽度認知障害者支援のあり方に関する研究
  - ・認知症と併存疾患に注目した重症化予防に関する研究
  - ・人生最終段階の医療提供における意思決定支援に関する研究

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。

（対象者）
認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）、一部認知症患者
（規模）
～12,000

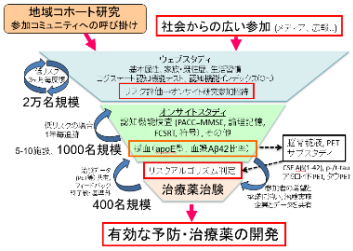

薬剤治験対応コホート

前臨床期（脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者）を対象とし、治験に対応できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な治験実施を目的としたコホート研究。

『トライアルレディコホート（J-TRC）構築研究』を令和元年10 月31 日より開始
https://www.j-trc.org/

1万人コホート・オレンジレジストリ・TRCの概要

	大規模認知症コホート（1万人コホート）	全国的な情報登録・追跡研究（オレンジレジストリ）	薬剤治験対応コホート（TRC）
概要	長期にわたる観察研究をするコホート	他臨床研究等での利活用を目指したレジストリ	薬剤治験に即刻対応できるコホート
期間	2016～2020 2021～2025（継承研究）	2016～2020 2021年度以降はよりきめ細いステージに分けた複数の研究に発展的継承	2019～2023
目的	観察のみ（介入なし）	臨床研究（介入研究、観察研究）での利活用を想定	薬剤治験での利活用を想定（GCP対応）
対象者	認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）	認知症各段階の者（健常、軽度認知障害、認知症）	アミロイドPETによって確認された前臨床期者*
規模	～12,000	地域：～8,000 軽度認知障害：～1,800	認知症前臨床期：～400
構成	・久山町と全国７コホートの集合体。 ・被験者の集め方は各地域で異なる（一部悉皆） ・長期縦断データ獲得可能。	・一般市民を対象とした地域コホートのほか、もの忘れ外来受診等のMCIコホート、ケアコホート等、認知症の各段階（健常、軽度認知障害、認知症）を対象とした様々なコホートから構成。	・特定臨床研究、治験に対応出来るインフラ・研究者グループを活用。 ・他コホート・レジストリから被験者の受入を行う。
詳細	・被験者の認知症発症経過も含めて追跡可能。 ・取得したデータの二次利用は可能。 ・実態調査が可能であり、認知症有病率のデータが定期的に得られる。（大綱で設定する認知症予防KPI評価のため2022～24年に有病率調査実施予定。） 代表：九州大学　二宮利治教授	・被験者が希望すれば、企業治験、医師主導治験、研究者主導の臨床研究等を案内することが可能。 ・同意の取り直しが必要。 **2021年度以降は認知症ステージ別コホート研究に移行**	・企業治験が求めるinclusion criteriaの項目を検査し、条件を満たす被験者を集める。 ・自らアウトリーチする以外に、他コホート・レジストリから被験者を受け入れる。 代表：東京大学　岩坪威教授

認知症バイオマーカー（BM）研究の現状

- 認知症診断をより生物学に基づいたものにし、早期診断を行うためBMは必須。
- 2018年に 米国老化研究所よりBMを用いたアルツハイマー病（AD）の定義が提唱された。
- BMを用いた治験での被験者層別化や予防戦略の策定等が今後の研究課題として検討されている。
- 質量分析やSIMOA等の技術が応用され血液BMは大きく実用化に近づき、研究競争が過熱している。

現状

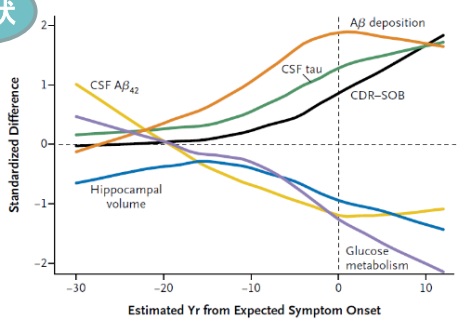

認知症発症の
・25年前：脳脊髄液中アミロイドに変化
・15年前：アミロイドPET陽性、脳脊髄液中タウの上昇、脳萎縮
・10年前：脳代謝の低下、エピソード記憶の低下
・5年前：全般的な認知機能の低下
が生じると言われており、これらをBMによって検出する。

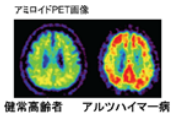

画像BM（MRI, Amyloid PET等）：
臨床にも普及しつつあり、確定診断に用いられる。高コストが課題。

髄液BM：有用性は確立されているが、高侵襲、簡便性が課題。

血液BM：血液検査で簡易検出する手法が開発され、現在最も研究が推進されている。

脳の中にアミロイドβの異常蓄積がないかどうかを正確に推定
（島津製作所、国立長寿医療研究センター）

現在用いられている脳脊髄液やPETイメージングの検査に匹敵する極めて高い精度のアルツハイマー病変（アミロイドβ蓄積）検出法を確立し、採取が容易な血液（僅か0.5 mL）でアルツハイマー病変を早期に正確に検出することが可能（平成30年2月）。

マススペクトロスコピー

Nakamura A, et al. High performance plasma amyloid-β biomarkers for Alzheimer's disease. Nature. 8;554(7691):249-254, 2018.

関 連 情 報

関 連 情 報 一 覧

【厚生労働省】

■認知症施策関連ガイドライン(手引き等)、取組事例（一覧）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167902.html

■オレンジポスト　知ろう認知症（厚生労働省認知症施策推進室　フェイスブック）
https://www.facebook.com/オレンジポスト知ろう認知症厚生労働省-認知症施策推進室-1623614051099456/

■認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（2018年）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf

【認知症地域支援推進員】

■「活動促進資材一式（活動ガイド・活動情報集・取組み情報共有システム・活動動画）（2022年度）（認知症介護研究・研修東京センター）
https://suishinin.jp/suishinin/sanko_shiryo/index.php

【認知症ケアパス】

■「認知症ケアパス作成の手引き」国立長寿医療研究センター（2020年）
https://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/documents/CarePath_2020.pdf

【認知症の本人向けガイド、本人ミーティング、本人座談会、社会参加活動】

■「本人にとってのよりよい暮らしガイド 一足先に認知症になった私からあなたへ」（2017年度）
http://www.jdwg.org/guide/

■「本人ミーティング開催ガイドブック」（2016年度）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/honninmeeting1_1.pdf

■本人座談会（映像）（2017年度）
https://www.npwo.or.jp/dementia_campaign/index.html

■「はたらきたい、楽しみたい～まちに出かけ、一緒に、いい日々を～」（2020年度）
https://www.dcnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/381/t_2020_katsudo_suishin_leaflet.pdf

【認知症の人の希望を叶えるヘルプカード】

■希望をかなえるヘルプカード普及資材一式（2021年度）（認知症介護研究・研修東京センター）
https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_391_center_1.php

【認知症の人と家族の 一体的支援】

■認知症の人と家族の 一体的支援プログラム（2022年度）（認知症介護研究・研修仙台センター）
https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/meeting_center_support/

【認知症初期集中支援】

■「認知症初期集中支援チームの効果的な活用に向けた調査研究事業」報告書（2017年度）（国立長寿医療研究センター）　http://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/documents/H29rouken-4houkoku.pdf

【認知症カフェ】

■認知症カフェ関連資料
（認知症介護研究・研修仙台センター）　https://www.dcnet.gr.jp/support/cafe/index.php

【地域の見守り・SOS体制構築】

■「見守り・SOS体制作り基本パッケージ・ガイド」（2017年度）（認知症介護研究・研修東京センター）
https://www.dcnet.gr.jp/pdf/download/support/research/center1/t_h29SOS_guide.pdf

【若年性認知症】

■若年性認知症資料集（認知症介護研究・研修大府センター）https://y-ninchisyotel.net/information/

認知症地域支援推進員　活動情報共有システム

- 推進員が日常の活動情報を共通フォーマットでまとめ、発信と共有、蓄積し
いくことを推進。
- 現場発の自主的な情報発信・共有を大切にし、推進員・市町村がつながりあい　分
ち合いながら、全体的に機能向上を図っていく情報循環システム。

DCnet　認知症地域支援推進員
https://suishinin.jp/suishinin/katsudo/

DCネットを、ご覧ください。

- DCネットとは・・・
  認知症介護研究・研修センター（仙台・大府・東京）のホームページです。
  認知症の普及・啓発の情報や、研修教材、研究成果など
  幅広い発信を行っています。

◆認知症地域支援推進員ページ
https://suishinin.jp/suishinin/index.php
◆認知症地域支援推進員の参考資料・動画資料
（活動ガイド・活動情報集・活動促進動画）
https://suishinin.jp/suishinin/sanko_shiryo/index.php
◆認知症介護指導者の活動紹介
◆「ひもときシート」（思考転換ツール）を活用した研修
◆認知症の人のためのケアマネジメント　センター方式　他

DCnet 認知症介護情報ネットワーク
Dementia Care Information Network
URL：https://www.dcnet.gr.jp/

推　進　員　情　報

☆推進員について

〇推進員が社会参加活動に取り組んでいる実践報告をみたい。

→すでに多くの推進員が実践報告をしています。ぜひ、下記をご参照下さい。

① 認知症地域支援推進員活動報告会 資料

【検索ワード】 DCネット　報告会　令和2年度

② オンラインすいしんいんセッション

【検索ワード】 DCネット　オンラインすいしんいんセッション

③ 推進員活動事例集（2019年3月版）

【検索ワード】 DCネット　活動事例集

DCネット

☆本人の声、本人の活躍について

〇認知症とともに生きる希望宣言

認知症の本人同士が、体験や思いを寄せ合い、希望持って生きていく宣言を、本人の言葉でまとめたものです

【検索ワード】 JDWG　希望宣言

〇認知症本人大使「希望大使」、希望の道（動画）

- 認知症とともに希望を持って暮らしている本人を、2020年1月、厚生労働大臣が「希望大使」に任命しました。
- 体験や工夫等を自らの言葉で発信するなど、認知症経験者だからこその活躍をしています。
- 都道府県や市での「希望大使」の任命と活躍が広がっています。
- 全国7地域で暮らしている本人7人の「本人メッセージ」の動画もご覧ください。

【検索ワード】 厚労省　認知症　本人のメッセージ

〇本人にとってのよりよい暮らしガイド　～一足先に認知症になった私たちからあなたへ～

本人が認知症になった体験をもとに、診断受けた後に絶望せずに、自分なりによりよい日々をくらしていくためのヒントをまとめたものです。

本人の声や実例が豊富に紹介されています。

若年性認知症支援関係の参考資料

認知症介護研究・研修大府センター
全国若年性認知症支援センター

「若年性認知症ってなんだろう（改訂５版）」 冊子
若年性認知症の原因や症状、相談窓口などが載っています

「若年性認知症ハンドブック（改訂５版）」 冊子
本人と家族が知っておきたいことなどが載っています

「若年性認知症支援ガイドブック（改訂５版）」 冊子
相談を受ける人が知っておきたいことが載っています

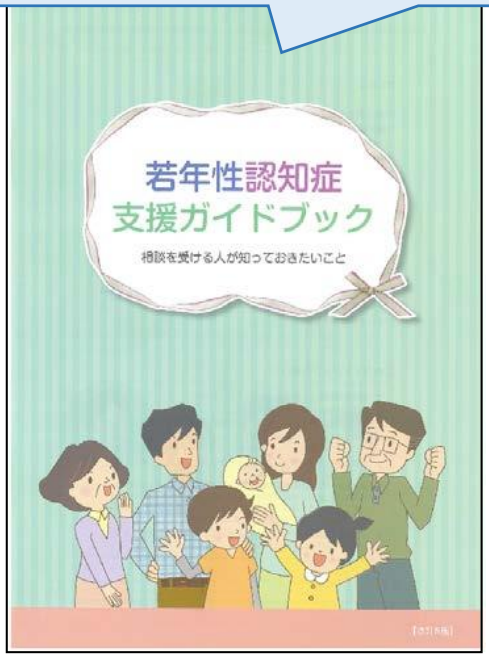

「若年性認知症の人やそのご家族へ（本人・家族向け）」 リーフレット
本人と家族が知っておきたいことなどがA4両面にまとめてあります

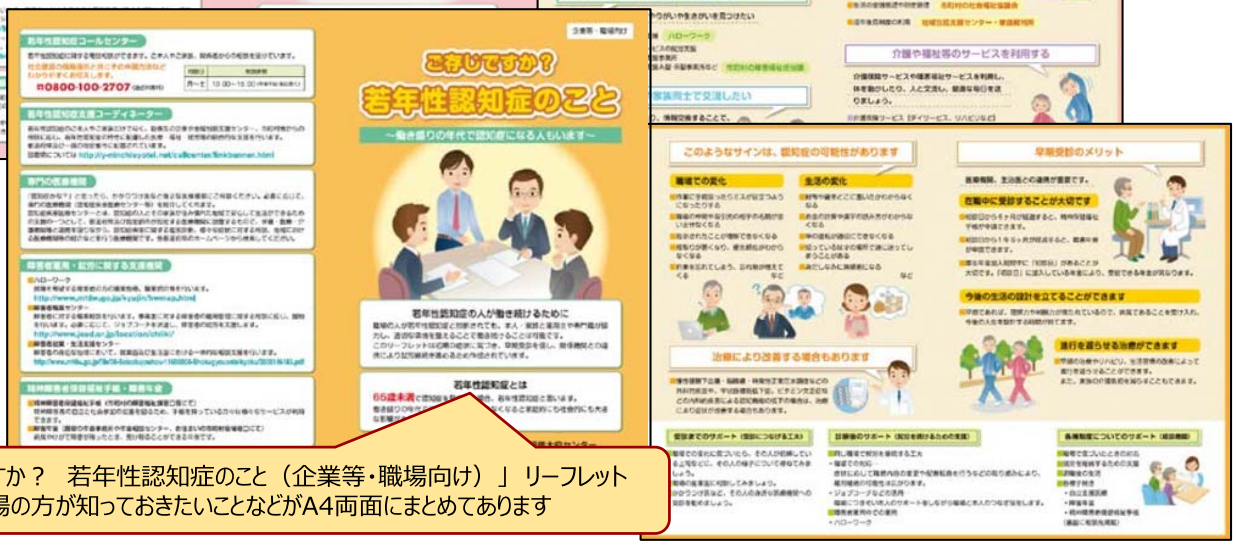

「ご存じですか？　若年性認知症のこと（企業等・職場向け）」 リーフレット
企業や職場の方が知っておきたいことなどがA4両面にまとめてあります

資料のダウンロードは・・・

認知症介護情報ネットワーク Dementia Care Information Network　https://www.dcnet.gr.jp　「DCnet」で検索

全国若年性認知症支援センター　https://y-ninchisyotel.net/　「若年性認知症コールセンター」で検索

「若年性認知症支援コーディネーター」 チラシ
コーディネーターの役割や都道府県・指定都市の相談窓口が載っています

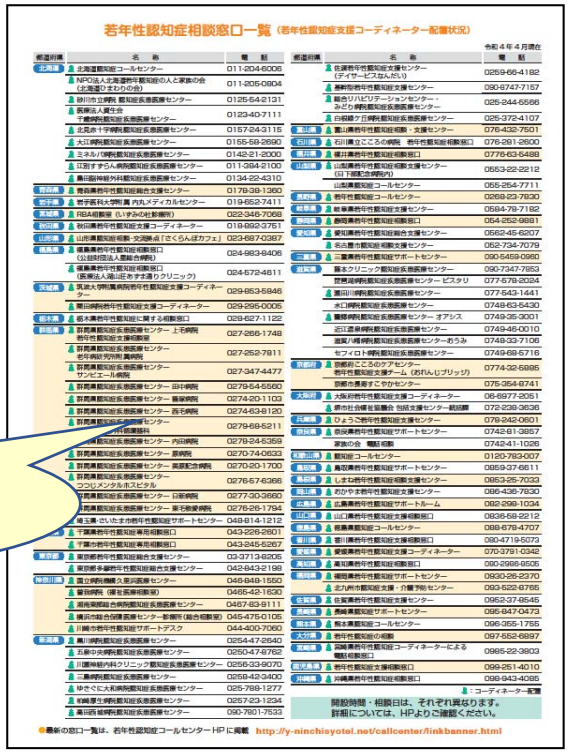

就労支援機関や福祉、医療機関が
連携して支援します
コーディネーターにご相談ください

「ソフトランディングの視点と若年性認知症支援コーディネーターの役割」 冊子
障害福祉サービス事業所に知ってもらいたいことなどが載っています

「若年性認知症の従業員とともに働く（企業向け）」 リーフレット
就労を継続するための情報などがA4両面にまとめてあります

「若年性認知症コールセンター
ホームページ」 チラシ
若年性認知症に関する様々な情報を届けています
全国各地の相談窓口や交流会などの情報も載っています

資料のダウンロードは・・・

認知症介護情報ネットワーク Dementia Care Information Network
https://www.dcnet.gr.jp 「DCnet」で検索

全国若年性認知症支援センター
https://y-ninchisyotel.net/ 「若年性認知症コールセンター」で検索

全国認知症地域支援推進員連絡会
～ すいしんいんネット ～

「 推進員になったけど、これからどうすればいいの？ 」

「 先進的な取り組みをいっぱい知りたいな～ 」

「 地元だけじゃなく、全国の仲間とつながりたい！ 」

このような希望を叶えるため、

「 **全国認知症地域支援推進連絡会 ～ すいしんいんネット ～**」を
立ち上げました！！

facebook のアカウントをお持ちの方、
全国の推進員とこの機会に交流しませんか！

又、Facebookをされていない方もこの機会に始めてみませんか？
「すいしんいんネット」と検索いただくか、QR コードを
読み取り、申請後、承認されれば仲間入りです！！

・・・・ 必ずお読みください ・・・・

すいしんいんネットは、

「 **認知症地域支援推進員に限定していますが、**
後方支援する自治体等の方もご参加ください。 」

- 事務局で、上記の確認が取れない場合は、承認を保留しています。
- 申請と同時に必ず、下記のメールアドレスにメールをお願いします。
- グループへの参加申請後、質問に必ずご回答ください。
- 質問に回答、もしくはメールがない方は、申請から一定期間後にリクエストを取り消します。
- ご不明な点がございましたら、メールにてご連絡ください。
- グループの健全なる運営のため、ご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。

すいしんいんネットに関するお問い合わせは
[suishinin.net@gmail.com] まで。

■ 全国認知症地域支援推進員連絡会 事務局 ■

認知症地域支援推進員活動ガイド　2023年3月
～もっと、楽に、楽しく、活動を～

令和４年度　厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）
「認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究」
社会福祉法人浴風会　認知症介護研究・研修東京センター
2023年3月